

業務実績評価シートの評価の視点等新旧対照表

!!

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
<p>第2 法人全体の業務運営の改善に関する事項 独立行政法人の趣旨を十分に踏まえ、業務実施方法の更なる改善を図り、機構に期待される社会的使命を効率的、効果的に果たすことができるよう、経営管理の充実・強化を図ること。</p>	<p>第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置 機構に期待される社会的使命を効率性、有効性を持って果たしていくために、第二期中期目標期間においては、「専門性の向上」と「業務間の連携強化」を図り、総合力の発揮を目指して、次のような機構の事業全般にわたる共通の取組を実施することとする。</p>	<p>第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置 法人全体の業務運営の更なる改善を推進するための仕組みの適切な運用と機能強化に努めることとする。</p>	
<p>1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備 国の政策や福祉医療に係る事業経営環境が変化の中で福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、組織編成、人員配置等の業務運営体制を継続的に見直すこと。</p>	<p>1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備 (1) 国の政策や福祉医療に係る事業経営環境が変化の中で福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、組織編成、人員配置、人事評価制度、職員研修等の業務運営体制について、継続的に見直しを行う。</p>	<p>1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備 (1) 第1期中期計画に引き続き、事務・事業の合理化・効率化のため、業務の実態を踏まえつつ組織のスリム化を図る。</p>	
	<p>(2) 国の政策や福祉医療に係る事業経営環境の変化等に迅速的確に対応するため、トップマネジメントを補佐する経営企画会議等の効率的かつ効果的な運営を図る。</p>	<p>(2) トップマネジメント機能が有効に発揮されるよう、経営企画会議等の効率的かつ効果的な運営に努める。</p>	
	<p>(3) 多岐にわたる事業を実施している機構の特長や専門性を活かしつつ、業務間の連携を強化することにより、業務の効率的な運営を図る。</p>	<p>(3) 民間活動応援宣言の具体化に向けて、多岐にわたる事業を横断的に総括する「民間活動応援本部（仮称）」を設置し、機構の総合力の強化を図り、福祉と医療のネットワークによる地域社会づくりに対し機動的に対応する。</p>	

	自己評定	評価項目 1	評 定	
評価の視点等（現行）	評価の視点等（案）			
<p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、業務運営体制を継続的に見直しているか。 ○ トップマネジメント機能が有効に発揮され、国の福祉医療施策の変化等に関する重要事項に迅速かつ的確に対応しているか。 ○ 業務間の連携強化により、どのような業務運営の効率化が図られているか。 ■ 法人の業務改善のための具体的なイニシアティブを把握・分析し、評価しているか。（政・独委評価の視点） 		<p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、業務運営体制を継続的に見直しているか。 ○ トップマネジメント機能が有効に発揮され、国の福祉医療施策の変化等に関する重要事項に迅速かつ的確に対応しているか。 ○ 業務間の連携強化により、どのような業務運営の効率化が図られているか。 ■ 法人の業務改善のための具体的なイニシアティブを把握・分析し、評価しているか。（政・独委評価の視点） 		

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
<p>2 業務管理（リスク管理）の充実 効率的かつ効果的な業務運営を行うため、業務の実態に応じた業務管理手法の確立・定着を図るとともに、法人運営に伴い発生する業務上のリスク、財務上のリスク等を把握し、適切な予防措置を講じるなどリスク管理の充実を図ること。</p>	<p>2 業務管理（リスク管理）の充実 (1) 内部監査、顧客満足度調査、各種データ分析などに基づく是正・予防処置活動により、業務改善の推進及び事務リスクの抑制を図る。</p> <p>また、職員の業務改革等に向けた取組を奨励し、業務改善活動の活性化を図るとともに、業務管理手法の改善等を進め業務管理の充実を図る。</p>	<p>2 業務管理（リスク管理）の充実 (1) 第1期中期計画において構築したISO9001に基づく品質マネジメントシステムの運用を通じ、業務上の課題、顧客からのニーズ等に効果的に対応するための是正・予防処置活動の充実及び内部監査の実施による事務リスク等の抽出・管理を行う。</p> <p>また、平成19年度に創設した改善アイデア提案制度を効果的に運営し、職員の創意工夫による改善活動の活性化を図る。</p> <p>さらに、業務管理手法の充実を図るため、機構のセグメント情報等を活用の上、業務活動単位ごとのコスト分析の実施に向けて検討する。</p>	
	<p>(2) 福祉貸付事業及び医療貸付事業においては、ALM（資産負債管理）システムなどを活用して、金利リスクなどの抑制に努める。</p>	<p>(2) ALM（資産負債管理）システムを活用して、貸付事業に係る財務構造の状況の定期的な把握及び予算要求や財投機関債の発行等のタイミングに合わせた分析を行うとともに、信用リスクモデル分析を実施し、モデルの精度向上に努める。</p>	
	<p>(3) 個人情報の保護に関する法律に基づき個人情報保護を徹底するとともに、情報セキュリティ対策の充実を図る。</p>	<p>(3) 情報資産の安全確保等の観点から、平成20年度に見直しを実施した情報セキュリティ対策基準及び実施手順を基に、情報セキュリティ対策の実施状況に関する自己点検・内容の高度化を図る。</p> <p>また、保有個人情報の適切な管理及び保護について更なる強化を図る。</p>	

	自己評価	評価項目 2	評 定
評価の視点等（現行）	評価の視点等（案）		
<p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 内部監査、顧客満足度調査、各種データ分析などに基づく是正・予防処置活動により、業務改善の推進及び事務リスクの抑制を図っているか。 ○ 職員の業務改革等に向けた取り組みを奨励し、業務改善活動の活性化を図っているか。 ○ 業務管理手法をどのように改善し、業務管理の充実を図っているか。 ○ ALMシステムを適切に活用するなど、金利リスク等の抑制に努めているか。 ○ 個人情報を適切に管理しているか。 ○ 情報セキュリティー対策の充実を図っているか。 ■ 内部統制（業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、業務活動に関わる法令等の遵守等）に係る取組についての評価が行われているか。（政・独委評価の視点） 	<p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>国民からの苦情・指摘についての分析・対応、内部監査、顧客満足度調査、各種データ分析などに基づく是正・予防処置活動により、業務改善の推進及び事務リスクの抑制を図っているか。</u> ○ 職員の業務改革等に向けた取り組みを奨励し、業務改善活動の活性化を図っているか。 ○ 業務管理手法をどのように改善し、業務管理の充実を図っているか。 ○ ALMシステムを適切に活用するなど、金利リスク等の抑制に努めているか。 ○ 個人情報を適切に管理しているか。 ○ 情報セキュリティー対策の充実を図っているか。 ■ 内部統制（業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、業務活動に関わる法令等の遵守等）に係る取組についての評価が行われているか。（政・独委評価の視点） 		<p>※下線部分のみ追加</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0; background-color: #e0f7fa;">今回新たに視点を追加</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0; background-color: #fff9c4;">既に同趣旨の視点を設定済み</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0; background-color: #fff9c4;">アウトカム指標を追加</div>

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
<p>第3 業務運営の効率化に関する事項 通則法第29条第2項第2号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。</p>	<p>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第30条第2項第1号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。</p>	<p>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p>	
<p>1 業務・システムの効率化と情報化の推進 (1) 平成19年度に策定した以下の事業等に係る業務・システムの最適化計画に基づき業務の見直し並びにシステム構成及び調達方式の見直しを行うことにより、システムコスト削減、システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化を行い、経費の節減及び随意契約の見直し等を図ること。 ・ 福祉医療貸付事業 ・ 福祉保健医療情報サービス事業 ・ 退職手当共済事業 ・ 年金担保貸付事業 ・ 承継年金住宅融資等債権管理回収業務</p>	<p>1 業務・システムの効率化と情報化の推進 (1) 平成19年度に策定した以下の事業等に係る業務・システムの最適化計画に基づき業務の見直し並びにシステム構成及び調達方式の見直しを行うことにより、システムコスト削減、システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化を行い、経費の節減及び随意契約の見直し等を図る。 ・ 福祉医療貸付事業 ・ 福祉保健医療情報サービス事業 ・ 退職手当共済事業 ・ 年金担保貸付事業 ・ 承継年金住宅融資等債権管理回収業務</p>	<p>1 業務・システムの効率化と情報化の推進 (1) 平成19年度に策定した業務・システム最適化計画に基づき、システム効率化、運用保守コストの削減、外部委託業務の適正管理及び業務の効率化を図る。 ① 福祉保健医療情報サービス事業に係る次期システムの設計・開発を進めるとともに、「システム用ハードウェア・ソフトウェア」、「運用・保守」の分割調達を実施し、業務・システム効率化及び運用保守コストの削減を図る。 ② 退職手当共済事業、年金担保貸付事業及び承継年金住宅融資等債権管理回収業務の外部委託業務の適正な管理を行うため、システム運用保守業務と入力作業等の委託業務の分割調達を実施する。 ③ 福祉医療貸付事業及び退職手当共済事業の業務の効率化及び合理化を図るため、電子申請届出の推進及び改善を図る。</p>	
<p>(2) 業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、システム等の継続的な改善に努めること。</p>	<p>(2) 業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、最適化対象外の他のシステムについても継続的な改善を推進する。</p>	<p>(2) 業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、最適化対象外の他のシステムについても計画的なシステム改修及び機器・ソフトの導入等を行う。</p>	
<p>(3) 情報化の進展による諸環境の変化に対応できるように、情報管理担当部署の専門性の向上を図るとともに、業務上必要となる職員のIT技能の習得を</p>	<p>(3) 情報化統括責任者（CIO）及び情報化統括責任者（CIO）補佐官を中心に、情報化推進体制の強化を図るとともに、情報システムの運用管理体制</p>	<p>(3) 業務の一層の効率化及び利用者の利便性の向上等を図るため、情報化統括責任者（CIO）及び情報化統括責任者（CIO）補佐官を中心として、情</p>	

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
推進すること。	<p>の向上を図るため、機構の情報化推進を担うIT技術に精通した人材の育成を図る。</p>	<p>報化推進体制の強化を図るとともに、IT技術に精通した人材を育成するための研修プログラムに基づき研修を受講する。</p>	
	<p>(4) 各業務の特性に応じて、当該業務に必要なITに関する技能の習得を推進するため、職員に対する研修等を計画的に実施する。</p>	<p>(4) 各業務の特性に応じて、当該業務に必要なITに関する技能の向上を図るため、情報化統括責任者(CIO)補佐官及び情報管理担当部署等による職員研修等を計画的に実施する。</p>	

	自己評定	評価項目 3	評 定	
評価の視点等（現行）	評価の視点等（案）			
<p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 業務・システムの最適化計画に基づき、経費の節減及び随意契約の見直し等を図っているか。 ○ 業務の実施を効率的・安定的に支援するために、システム等の継続的な改善に努めているか。 ○ 情報化統括責任者（CIO）及び情報化統括責任者（CIO）補佐官を中心とした専門性の高い情報化推進体制の強化を図っているか。 ○ IT技術に精通した人材の育成を計画的に実施しているか。 ○ 職員に対するITに関する研修等を計画的に実施しているか。 		<p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 業務・システムの最適化計画に基づき、経費の節減及び随意契約の見直し等を図っているか。 ○ 業務の実施を効率的・安定的に支援するために、システム等の継続的な改善に努めているか。 ○ 情報化統括責任者（CIO）及び情報化統括責任者（CIO）補佐官を中心とした専門性の高い情報化推進体制の強化を図っているか。 ○ IT技術に精通した人材の育成を計画的に実施しているか。 ○ 職員に対するITに関する研修等を計画的に実施しているか。 		

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
<p>2 経費の節減 (1) 業務方法の見直し及び事務の効率化を行い、経費の節減に努めること。</p>	<p>2 経費の節減 (1) 質が高く効率的な業務運営を確保し、組織における資源を有効に活用するため、業務の外部委託（アウトソーシング）を適切に活用する。</p>	<p>2 経費の節減 (1) 質が高く効率的な業務運営を確保し、組織における資源を有効に活用するため、業務の外部委託（アウトソーシング）を適切に活用する。</p>	
<p>(2) 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進すること。 ① 「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。 ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。 ③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。</p>	<p>(2) 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進すること。 ① 「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。 ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。 ③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。</p>	<p>(2) 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進すること。 ① 「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。 ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。 ③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。</p>	
<p>(3) 一般管理費、人件費及び業務経費（退職手当金、承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る金融機関及び債権回収会社への業務委託費及び抵当権移転登記経費並びに承継教育資金貸付けあわせん業務に係る経費を除く。）については、効率的な利用に努め、中期目標期間の最終事業年度において、平成19年度予算と比べて15.5%程度の額を節減すること。</p>	<p>(3) 毎年度、業務方法等を点検し、業務方法の改善等を行うことにより、事務の効率化を推進すること。</p>	<p>(3) 業務方法等を点検し、業務方法の改善等を行うことにより、事務の効率化を推進すること。</p>	
<p>人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づき、平成18年度以降</p>	<p>(4) 一般管理費、人件費及び業務経費（退職手当金、承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る金融機関及び債権回収会社への業務委託費及び抵当権移転登記経費並びに承継教育資金貸付けあわせん業務に係る経費を除く。）については、効率的な利用に努め、中期目標期間の最終事業年度において、平成19年度予算と比べて15.5%程度の額を節減すること。 人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づき、平成18年度以降</p>	<p>(4) 一般管理費、人件費及び業務経費（退職手当金、承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る金融機関及び債権回収会社への業務委託費並びに抵当権移転登記経費並びに承継教育資金貸付けあわせん業務に係る経費を除く。）については、経費節減に関する中期目標の達成を念頭に置きつつ、効率的な利用に努める。 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）及び経済財政運営と構造改革に関する基本方針20</p>	

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
<p>の5年間で、平成17年度を基準（ただし、平成18年度に承継された年金住宅融資等債権管理回収業務及び教育資金貸付けあっせん業務に係る2勘定については、平成18年4月1日に在職する人員及びこれを前提として支払われるべき人件費を基準）として5%以上を削減すること。</p> <p>さらに、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続すること。</p> <p>併せて、機構の給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、その検証結果や取組状況については公表するものとする。</p> <p>① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。</p> <p>② 職員に占める管理職割合が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。</p> <p>③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。</p> <p>④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解の得られるものとなっているか。</p>	<p>の5年間で、平成17年度を基準（ただし、平成18年度に承継された年金住宅融資等債権管理回収業務及び教育資金貸付けあっせん業務に係る2勘定については、平成18年4月1日に在職する人員及びこれを前提として支払われるべき人件費を基準）として5%以上を削減すること。</p> <p>さらに、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続すること。</p> <p>併せて、機構の給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表するものとする。</p> <p>① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。</p> <p>② 職員に占める管理職割合が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。</p> <p>③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。</p> <p>④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解の得られるものとなっているか。</p>	<p>06（平成18年7月7日閣議決定）を確実に実行するため、常勤職員数を抑制し、人件費削減に取り組む。</p> <p>併せて、機構の給与水準について、適正化に向けた取組を計画的に進めるとともに、取組状況を公表する。</p>	

	自己評価	評価項目 4	評 定
	評価の視点等（案）		
<p>評価の視点等（現行）</p> <p>[数値目標]</p> <p>① 一般管理費等については、中期目標期間の最終事業年度において、平成19年度予算と比べて15.5%程度の額を節減する。</p> <p>② 人件費については、平成17年度を基準（ただし、平成18年度に承継された年金住宅融資等債権管理回収業務及び教育資金貸付けあっせん業務に係る2勘定については、平成18年4月1日に在職する人員及びこれを前提として支払われるべき人件費を基準）として5%以上を削減する。</p> <p>[評価の視点]</p> <p>○ 業務の外部委託（アウトソーシング）を適切に活用するなど、経費を節減しているか。</p> <p>○ 随意契約の適正化について、中期計画に示したとおり適切に行われているか。（政・独委評価の視点事項と同様）</p> <p>■ 契約方式等、契約に係る規程類について、整備内容や運用の適切性等、必要な評価が行われているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>■ 契約事務手続に係る執行体制や審査体制について、整備・執行等の適切性等、必要な評価が行われているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>■ 個々の契約について、競争性・透明性の確保の観点から、必要な検証・評価が行われているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>○ 業務方法をどのように改善し、事務の効率化を図っているか。</p> <p>○ 一般管理費等の経費の節減については、中期目標を達成しているか。</p>	<p>評価の視点等（案）</p> <p>[数値目標]</p> <p>① 一般管理費等については、中期目標期間の最終事業年度において、平成19年度予算と比べて15.5%程度の額を節減する。</p> <p>② 人件費については、平成17年度を基準（ただし、平成18年度に承継された年金住宅融資等債権管理回収業務及び教育資金貸付けあっせん業務に係る2勘定については、平成18年4月1日に在職する人員及びこれを前提として支払われるべき人件費を基準）として5%以上を削減する。</p> <p>③ 平成24年度（平成25年度公表）における年齢・地域・学歴差を勘案した対国家公務員指数を概ね100ポイントとするよう努める。</p> <p>[評価の視点]</p> <p>○ 業務の外部委託（アウトソーシング）を適切に活用するなど、経費を節減しているか。</p> <p>○ 随意契約の適正化について、中期計画に示したとおり適切に行われているか。（政・独委評価の視点事項と同様）</p> <p>■ 契約方式等、契約に係る規程類について、整備内容や運用の適切性等、必要な評価が行われているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>■ 契約事務手続に係る執行体制や審査体制について、整備・執行等の適切性等、必要な評価が行われているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>■ 個々の契約について、競争性・透明性の確保の観点から、必要な検証・評価が行われているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>○ 契約監視委員会での見直し・点検は適切に行われたか（その後のフォローアップを含む。）。</p> <p>○ 業務方法をどのように改善し、事務の効率化を図っているか。</p> <p>○ 一般管理費等の経費の節減については、中期目標を達成しているか。</p> <p>○ 事業費における冗費を点検し、その削減を図っているか。</p>	<p>今回新たに視点を追加</p> <p>既に同趣旨の視点を設定済み</p> <p>アウトカム指標を追加</p>	

<p>○ 人件費の削減については、中期目標を達成しているか。</p> <p>○ 機構の給与水準について、中期目標に示されたとおり、適切に取組んでいるか。</p> <p>■ 国家公務員と比べて給与水準の高い法人について、以下のような観点から厳格なチェックが行われているか。（政・独委評価の視点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 給与水準の高い理由及び講ずる措置（法人の設定する目標水準を含む）についての法人の説明が、国民に対して納得の得られるものとなっているか。 ● 法人の給与水準自体が社会的な理解の得られる水準となっているか。 <p>■ 国の財政支出割合の大きい法人及び累積欠損金のある法人について、国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえた給与水準の適切性に関する法人の検証状況をチェックしているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>■ 取組開始からの経過年数に応じ取組が順調であるかどうかについて、法人の取組の適切性について検証が行われているか。また、今後、削減目標の達成に向け法人の取組を促すものとなっているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>■ 法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、必要な見直しが行われているか。（政・独委評価の視点）</p>	<p>○ 人件費の削減については、中期目標を達成しているか。</p> <p>○ 平成24年度（平成25年度公表）における年齢・地域・学歴差を勘案した対国家公務員指数を概ね100ポイントとするよう努めているか。</p> <p>○ 機構の給与水準について、中期目標に示されたとおり、適切に取組んでいるか。</p> <p>■ 国家公務員と比べて給与水準の高い法人について、以下のような観点から厳格なチェックが行われているか。（政・独委評価の視点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 給与水準の高い理由及び講ずる措置（法人の設定する目標水準を含む）についての法人の説明が、国民に対して納得の得られるものとなっているか。 ● 法人の給与水準自体が社会的な理解の得られる水準となっているか。 <p>■ 国の財政支出割合の大きい法人及び累積欠損金のある法人について、国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえた給与水準の適切性に関する法人の検証状況をチェックしているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>■ 取組開始からの経過年数に応じ取組が順調であるかどうかについて、法人の取組の適切性について検証が行われているか。また、今後、削減目標の達成に向け法人の取組を促すものとなっているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>■ 法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、必要な見直しが行われているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>○ 国と異なる、又は法人独自の諸手当は、適切であるか。</p> <p>○ 法定外福利費の支出は、適切であるか。</p>	<p>今回新たに視点を追加</p> <p>既に同趣旨の視点を設定済み</p> <p>アウトカム指標を追加</p>
---	--	--

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績								
<p>第4 業務の質の向上に関する事項</p> <p>通則法第29条第2項第3号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。</p>	<p>第3 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>通則法第30条第2項第2号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。</p>	<p>第3 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p>									
<p>1 福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）</p> <p>福祉貸付事業については、国の福祉政策に即して民間の社会福祉施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。</p>	<p>1 福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）</p> <p>福祉貸付事業については、国の福祉政策に即して民間の社会福祉施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p>	<p>1 福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）</p> <p>福祉貸付事業については、国の福祉政策に即して民間の社会福祉施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p> <p>（参考）</p> <table border="1" data-bbox="1264 869 1748 1087"> <thead> <tr> <th data-bbox="1264 869 1466 953">区分</th> <th data-bbox="1466 869 1748 953">平成21事業年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1264 953 1466 995"></td> <td data-bbox="1466 953 1748 995" style="text-align: right;">千円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1264 995 1466 1037">貸付契約額</td> <td data-bbox="1466 995 1748 1037" style="text-align: right;">162,700,000</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1264 1037 1466 1079">資金交付額</td> <td data-bbox="1466 1037 1748 1079" style="text-align: right;">153,500,000</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平成21事業年度		千円	貸付契約額	162,700,000	資金交付額	153,500,000	
区分	平成21事業年度										
	千円										
貸付契約額	162,700,000										
資金交付額	153,500,000										
<p>（1）国の福祉政策における政策目標を着実に推進するため、毎年度、国と協議のうえ、当該年度における融資の基本方針を定めた融資方針に基づき、政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を実施すること。</p>	<p>（1）政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を行うため、毎年度、国と協議のうえ、当該年度における融資の基本方針を定めた融資方針に基づき、福祉貸付事業を実施する。</p>	<p>（1）政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を行うため、利用者等への融資方針の周知等に努め、当該融資方針に基づいた事業を実施する。</p>									
<p>（2）政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化への対応に臨機応変に対応すること。</p>	<p>（2）政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化への対応に臨機応変に対応する。</p> <p>特に、療養病床の再編を推進するため、医療貸付事業と連携し、転換の受け皿となる施設の優先的整備を進める。</p>	<p>（2）国の要請等に基づき、療養病床の再編、「新待機児童ゼロ作戦」に伴う保育所等の整備、障害者の就労支援、消防用設備の整備等に係る事業への融資を、優遇措置等を講じて実施する。</p> <p>また、セーフティネットとしての政策融資の果たすべき役割を踏まえ、急激な経営環境の変化による社会福祉施設等の一時的な資金不足に対し、経営資金を迅速に融資することにより社会福祉施設等の安定的な経営を支援する。</p>									

中 期 目 標	中 期 計 画	2 1 年 度 計 画	2 1 年 度 業 務 実 績
<p>(3) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、事業者の施設整備等に関する相談等を適切に実施することにより、利用者サービスの向上を図ること。</p>	<p>(3) 利用者サービスの向上を図るため、福祉施設の整備の融資相談等を充実する。</p>	<p>(3) 平成20年度に引き続き、事業者に対する融資内容の積極的周知や個別融資相談の積極的実施、わかり易い諸手続き等の作成・提供などを行い、利用者サービスの向上を図る。 また、国の政策目標に即した施設整備への支援などを行うための情報収集・提供を行う。</p>	
<p>(4) 民業補完の推進の観点から、福祉貸付における協調融資制度を充実し、制度の適切な運用に努めること。</p>	<p>(4) 協調融資制度の対象を福祉貸付の全対象施設等に拡大するなど制度を充実させるとともに周知を図り、制度の適切な運用を行う。</p>	<p>(4) 平成20年度に引き続き、協調融資制度についての周知等を行う。</p>	
<p>(5) 審査業務及び資金交付業務について利用者サービスの向上を図ること。</p>	<p>(5) 審査業務については特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付内定通知までの平均処理期間を75日以内とする。 また、資金交付業務については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、請求後15営業日以内に行う。</p>	<p>(5) 中期計画に定められた審査業務及び資金交付業務に係る処理期間の順守に努め、利用者サービスの向上を図る。</p>	

	自己評定		評価項目 5	評 定	
評価の視点等（現行）	評価の視点等（案）				
<p>[数値目標]</p> <p>① 審査業務については特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付内定通知までの平均処理期間を75日以内とする。</p> <p>② 資金交付業務については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、請求後15営業日以内に行う。</p>	<p>[数値目標]</p> <p>① 審査業務については特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付内定通知までの平均処理期間を75日以内とする。</p> <p>② 資金交付業務については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、請求後15営業日以内に行う。</p>			<div data-bbox="2172 499 2733 596" style="border: 2px solid black; padding: 5px; text-align: center;">今回新たに視点を追加</div> <div data-bbox="2172 621 2733 718" style="border: 2px solid black; padding: 5px; text-align: center;">既に同趣旨の視点を設定済み</div> <div data-bbox="2172 730 2733 827" style="border: 2px dashed black; padding: 5px; text-align: center;">アウトカム指標を追加</div>	
<p>[評価の視点]</p> <p>○ 毎年度、国と協議のうえ、当該年度における融資の基本方針を定めた融資方針に基づき、政策優先度に即した効果的かつ効率的な政策融資を実施しているか。</p> <p>○ 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等を受けて、政策融資として災害復旧、制度改革、金融環境の変化に伴う経営悪化等への緊急措置に臨機応変に対応しているか。 特に、療養病床の再編を推進するため、医療貸付事業と連携し、転換の受け皿となる施設の優先的整備を進めているか。</p> <p>○ 利用者サービスの向上を図るため、融資相談等を充実しているか。</p> <p>○ 協調融資制度の対象を拡大するなど制度の充実を図っているか。</p> <p>○ 協調融資制度の周知を図り、制度の適切な運用を行っているか。</p> <p>○ 審査業務の平均処理期間については、特殊異例な案件を除き、中期計画を達成しているか。</p> <p>○ 資金交付業務の平均処理期間については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、中期計画を達成しているか。</p>	<p>[評価の視点]</p> <p>○ 毎年度、国と協議のうえ、当該年度における融資の基本方針を定めた融資方針に基づき、政策優先度に即した効果的かつ効率的な政策融資を実施しているか。</p> <p>○ 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等を受けて、政策融資として災害復旧、制度改革、金融環境の変化に伴う経営悪化等への緊急措置に臨機応変に対応しているか。 特に、療養病床の再編を推進するため、医療貸付事業と連携し、転換の受け皿となる施設の優先的整備を進めているか。</p> <p>○ 利用者サービスの向上を図るため、融資相談等を充実しているか。</p> <p>○ 協調融資制度の対象を拡大するなど制度の充実を図っているか。</p> <p>○ 協調融資制度の周知を図り、制度の適切な運用を行っているか。</p> <p>○ 審査業務の平均処理期間については、特殊異例な案件を除き、中期計画を達成しているか。</p> <p>○ 資金交付業務の平均処理期間については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、中期計画を達成しているか。</p> <div data-bbox="1059 1499 1979 1619" style="border: 2px solid black; padding: 5px;"> <p>○ 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。</p> </div>				

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績								
<p>2 福祉医療貸付事業（医療貸付事業） 医療貸付事業については、国の医療政策に即して民間の医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。</p>	<p>2 福祉医療貸付事業（医療貸付事業） 医療貸付事業については、国の医療政策に即して民間の医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p>	<p>2 福祉医療貸付事業（医療貸付事業） 医療貸付事業については、国の医療政策に即して民間の医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。 (参考)</p> <table border="1" data-bbox="1261 604 1745 814"> <thead> <tr> <th data-bbox="1261 604 1478 695">区 分</th> <th data-bbox="1478 604 1745 695">平成21事業年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1261 695 1478 735"></td> <td data-bbox="1478 695 1745 735" style="text-align: right;">千円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1261 735 1478 774">貸付契約額</td> <td data-bbox="1478 735 1745 774" style="text-align: right;">161,000,000</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1261 774 1478 814">資金交付額</td> <td data-bbox="1478 774 1745 814" style="text-align: right;">148,300,000</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	平成21事業年度		千円	貸付契約額	161,000,000	資金交付額	148,300,000	
区 分	平成21事業年度										
	千円										
貸付契約額	161,000,000										
資金交付額	148,300,000										
<p>(1) 国の医療政策における政策目標を着実に推進するため、国と協議のうえ、中期目標期間中における融資の基本方針を定めたガイドラインに基づき、政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を実施すること。 ただし、当該ガイドラインの施行に当たっては、制度の円滑な移行のため十分な周知期間を設けること。</p>	<p>(1) 政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を行うため、国と協議のうえ、中期目標期間中における融資の基本方針を定めたガイドラインに基づき、医療貸付事業を実施する。 ただし、当該ガイドラインの施行に当たっては、制度の円滑な移行のため十分な周知期間を設け適切に対応する。</p>	<p>(1) 医療貸付事業については、医療制度改革に対応し医療施設の質的向上と効率化を推進することにより、医療の政策目標の推進に積極的に貢献する。 また、病院への融資については、平成21年度からガイドラインに基づき、政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を実施する。</p>									
<p>(2) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化への対応に臨機応変に対応すること。</p>	<p>(2) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化への対応に臨機応変に対応する。 特に、療養病床の再編を推進するため、福祉貸付事業と連携し、転換の受け皿となる施設の優先的整備を進める。</p>	<p>(2) セーフティネットとしての政策融資の果たすべき役割を踏まえ、急激な経営環境の変化による医療施設等の一時的な資金不足に対し、運転資金を迅速に融資することにより医療施設等の安定的な経営を支援する。 また、療養病床の再編を推進するため、療養病床転換に係る貸付条件の優遇などの支援策を引き続き実施する。</p>									
<p>(3) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、事業者の施設整備等に関する相談等を適切に実施することにより、利用者サービスの向上を図ること。</p>	<p>(3) 利用者サービスの向上を図るため、医療施設の整備の融資相談等を充実する。</p>	<p>(3) 全国数か所で開催する融資相談会の開催に加え、事業計画検討中の者に対し融資相談に出向くなど、融資相談の充実を図るとともに、代理貸付が円滑</p>									

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
		<p>に行われるよう受託金融機関に対して実務者研修を実施し、貸付手順の周知や問題点の認識の共有化を図るなど、引き続き利用者サービスの向上に努める。</p> <p>さらに、経営環境の悪化に伴い、これまでの融資制度を中心とした利用者に対するサービスに加え、施設の整備面や運営面に係る課題の解消策等の提案及び経営の参考になる情報の発信を行う。</p>	
<p>(4) 審査業務及び資金交付業務について利用者サービスの向上を図るとともに、病院の機能や経営状況についての第三者評価結果を融資審査に活用すること。</p>	<p>(4) 審査業務については特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付内定通知までの平均処理期間を45日以内とするとともに、病院の機能や経営状況についての第三者評価結果を融資審査に活用する。</p> <p>また、資金交付業務については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、請求後15営業日以内に行う。</p>	<p>(4) 継続的な審査方針の見直し、事務の合理化等により、審査期間に関する中期計画を達成するため、審査業務の迅速化に努めるとともに、アンケート等による利用者の声の収集・分析を基に、利用者の利便性の向上に努める。</p> <p>また、融資審査においては、病院の機能や経営状況についての第三者評価結果を、引き続き活用する。</p> <p>さらに、資金交付時期に関する中期計画を達成するため、引き続き資金交付業務の迅速化に努める。</p>	

	自己評定	評価項目 6	評 定
	評価の視点等（案）		
評価の視点等（現行）	評価の視点等（案）		
<p>[数値目標]</p> <p>① 審査業務については特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付内定通知までの平均処理期間を45日以内とする。</p> <p>② 資金交付業務については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、請求後15営業日以内に行う。</p>	<p>[数値目標]</p> <p>① 審査業務については特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付内定通知までの平均処理期間を45日以内とする。</p> <p>② 資金交付業務については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、請求後15営業日以内に行う。</p>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">今回新たに視点を追加</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">既に同趣旨の視点を設定済み</div> <div style="border: 2px dashed black; padding: 5px; text-align: center;">アウトカム指標を追加</div>
<p>[評価の視点]</p> <p>○ 中期目標期間中における融資の基本方針を定めたガイドラインに基づき、政策優先度に即した効果的かつ効率的な政策融資を実施しているか。</p> <p>○ 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等を受けて、政策融資として災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化等への緊急措置に臨機応変に対応しているか。 特に、療養病床の再編を推進するため、福祉貸付事業と連携し、転換の受け皿となる施設の優先的整備を進めているか。</p> <p>○ 利用者サービスの向上を図るため、融資相談等を充実しているか。</p> <p>○ 審査業務の平均処理期間については、特殊異例な案件を除き、中期計画を達成しているか。</p> <p>○ 資金交付業務の平均処理期間については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、中期計画を達成しているか。</p> <p>○ 病院の機能や経営状況についての第三者評価結果を融資審査に活用しているか。</p>	<p>[評価の視点]</p> <p>○ 中期目標期間中における融資の基本方針を定めたガイドラインに基づき、政策優先度に即した効果的かつ効率的な政策融資を実施しているか。</p> <p>○ 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等を受けて、政策融資として災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化等への緊急措置に臨機応変に対応しているか。 特に、療養病床の再編を推進するため、福祉貸付事業と連携し、転換の受け皿となる施設の優先的整備を進めているか。</p> <p>○ 利用者サービスの向上を図るため、融資相談等を充実しているか。</p> <p>○ 審査業務の平均処理期間については、特殊異例な案件を除き、中期計画を達成しているか。</p> <p>○ 資金交付業務の平均処理期間については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、中期計画を達成しているか。</p> <p>○ 病院の機能や経営状況についての第三者評価結果を融資審査に活用しているか。</p>		
		<p>○ 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。</p>	

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
<p>3 福祉医療貸付事業（債権管理） (1) 福祉医療貸付事業等の効率化</p> <p>① 政策金融改革の趣旨を踏まえ、融資の重点化及び融資率の引き下げを行い平成24年度予算における福祉医療貸付事業の新規融資額を平成17年度における同事業の新規融資額の実績と比べて20%程度縮減し、併せて同事業における融資残高の縮減に努めること。</p> <p>② 福祉医療貸付事業の金利について、政策の変更、緊急措置等やむを得ない事情により国が認めたものを除き、現中期目標期間中の新規契約分について利差益が確保されるよう努めること。</p> <p>③ 政策融資としての役割を効果的に果たし、併せて民業補完を推進するとの観点から、政策融資としての機能を毎年点検し、事業内容を不断に見直す等事業の効率化を進めること。</p>	<p>3 福祉医療貸付事業（債権管理） (1) 福祉医療貸付事業等の効率化</p> <p>① 融資対象の重点化及び融資率の引き下げを行い、福祉医療貸付事業の新規融資額の縮減に関する中期目標を達成する。</p> <p>② 福祉医療貸付事業の金利について、政策の変更、緊急措置等やむを得ない事情により国が認めたものを除き、新規契約分の利差益に関する中期目標を達成する。</p> <p>③ 政策融資としての機能を毎年点検し、政策優先度に応じて、貸付対象等を見直す等事業の効率化を進める。</p>	<p>3 福祉医療貸付事業（債権管理） (1) 福祉医療貸付事業等の効率化</p> <p>① 福祉医療貸付事業の新規融資額については、融資対象の重点化及び融資率の引き下げを行うとともに、国の福祉及び医療政策の動向等を踏まえ縮減する。</p> <p>② 福祉医療貸付事業の金利について、政策の変更、緊急措置等やむを得ない事情により国が認めたものを除き、新規契約分の利差額の状況を適切に把握する。</p> <p>③ 政策融資としての機能を点検し、政策優先度に応じて、貸付対象等を見直しを行う。</p>	

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
<p>(2) リスク管理債権の適正な管理 福祉医療貸付事業の貸付債権について、貸付先の業況の把握、福祉医療経営指導事業等との連携の強化による債権悪化の未然防止に取り組むとともに、債権区分別に適切な管理を行い、中期目標期間中における貸付残高に対するリスク管理債権の額の比率を第1期中期目標期間中の比率の平均を上回らないように努めること。</p>	<p>(2) リスク管理債権の適正な管理 ① 福祉医療貸付事業の貸付に係る債権について、継続的に貸付先の経営情報の収集と分析を行い、経営状況の的確な把握に努め、福祉医療経営指導事業等との連携の強化による債権悪化の未然防止に取り組むとともに、債権区分別に適切な管理を行う。 また、リスク管理債権を抑制する観点から発生要因別分析等を行い貸付関係部にフィードバックする。 ② 中期目標期間中における貸付残高に対するリスク管理債権の額の比率を第1期中期目標期間中の比率の平均を上回らないように努める。</p>	<p>(2) リスク管理債権の適正な管理 ① 貸付先の経営情報を継続的に収集し分析を行い、経営状況の的確な把握に努める。 経営指導事業等との連携の強化による債権悪化の未然防止策の取組を行う。 また、リスク管理債権を抑制する観点から発生要因別分析等を行い貸付関係部にフィードバックする。 ② 貸出条件緩和債権については、福祉医療政策、事業の公共性及びサービス需要を鑑み、貸付先の実態把握及び再生の見通しを考慮の上、適正な審査を行う。 また、「療養病床転換支援資金」等融資制度を適用した貸付先については、貸付関係部と連携を図り、必要に応じフォローを行う。 ③ 毀損の著しい債権の管理の徹底を図ると共に、必要に応じて債権保全措置を的確に実施する。</p>	

	自己評定		評価項目 7	評 定	
評価の視点等（現行）	評価の視点等（案）				
<p>〔数値目標〕</p> <p>① 平成24年度予算における福祉医療貸付事業の新規融資額を平成17年度における同事業の新規融資額の実績と比べて20%程度縮減する。</p> <p>② 現中期目標期間中の新規契約分について利差益が確保されるよう努める。</p> <p>③ 中期目標期間中における貸付残高に対するリスク管理債権の額の比率を第1期中期目標期間中の比率の平均（1.56%）を上回らないように努める。</p>	<p>〔数値目標〕</p> <p>① 平成24年度予算における福祉医療貸付事業の新規融資額を平成17年度における同事業の新規融資額の実績と比べて20%程度縮減する。</p> <p>② 現中期目標期間中の新規契約分について利差益が確保されるよう努める。</p> <p>③ 中期目標期間中における貸付残高に対するリスク管理債権の額の比率を第1期中期目標期間中の比率の平均（1.56%）を上回らないように努める。</p>				
<p>〔評価の視点〕</p> <p>○ 福祉医療貸付事業の新規融資額の縮減に関する中期目標を達成しているか。</p> <p>○ 新規貸付契約平均利率と新規調達平均利率との比較において、利差益の確保に関する中期目標を達成しているか。 なお、貸付金利の設定において、政策の変更、緊急措置等やむを得ない事情により国が認めたものを控除する。</p> <p>○ 政策融資としての機能を毎年点検し、政策優先度に応じて、貸付対象等を見直す等事業の効率化を進めているか。</p> <p>○ 継続的に貸付先の経営情報を収集し、リスク管理債権等の傾向分析を行っているか。</p> <p>○ 福祉医療経営指導事業等との連携の強化により、債権悪化の未然防止に取り組んでいるか。</p> <p>○ 債権区分別に適切な管理を行っているか。</p> <p>○ 発生要因別分析等を行い貸付関係部にフィードバックし、リスク管理債権の抑制を図っているか。</p> <p>○ 中期目標期間中における貸付残高に対するリスク管理債権の額の比率を第1期中期目標期間中の比率の平均（1.56%）を上回らないように努めているか。 なお、介護報酬及び診療報酬の大幅改定等に伴う福祉施設及び医療施設の経営環境の著しい悪化、療養病床の転換支援策による機構</p>	<p>〔評価の視点〕</p> <p>○ 福祉医療貸付事業の新規融資額の縮減に関する中期目標を達成しているか。</p> <p>○ 新規貸付契約平均利率と新規調達平均利率との比較において、利差益の確保に関する中期目標を達成しているか。 なお、貸付金利の設定において、政策の変更、緊急措置等やむを得ない事情により国が認めたものを控除する。</p> <p>○ 政策融資としての機能を毎年点検し、政策優先度に応じて、貸付対象等を見直す等事業の効率化を進めているか。</p> <p>○ 継続的に貸付先の経営情報を収集し、リスク管理債権等の傾向分析を行っているか。</p> <p>○ 福祉医療経営指導事業等との連携の強化により、債権悪化の未然防止に取り組んでいるか。</p> <p>○ 債権区分別に適切な管理を行っているか。</p> <p>○ 発生要因別分析等を行い貸付関係部にフィードバックし、リスク管理債権の抑制を図っているか。</p> <p>○ 中期目標期間中における貸付残高に対するリスク管理債権の額の比率を第1期中期目標期間中の比率の平均（1.56%）を上回らないように努めているか。 なお、介護報酬及び診療報酬の大幅改定等に伴う福祉施設及び医療施設の経営環境の著しい悪化、療養病床の転換支援策による機構</p>				

<p>貸付金の償還期間の延長、貸付先からの繰上償還等により機構の貸付残高の著しい変動が生じた場合等は、その事情を考慮する。</p> <p>■ 貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性についての検証が行われているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>■ 回収計画の実施状況についての評価が行われているか。評価に際し、i) 貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ii) 計画と実績に差がある場合の要因分析を行っているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>■ 回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。（政・独委評価の視点）</p>	<p>貸付金の償還期間の延長、貸付先からの繰上償還等により機構の貸付残高の著しい変動が生じた場合等は、その事情を考慮する。</p> <p>■ 貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性についての検証が行われているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>■ 回収計画の実施状況についての評価が行われているか。評価に際し、i) 貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ii) 計画と実績に差がある場合の要因分析を行っているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>■ 回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。（政・独委評価の視点）</p>	
---	---	--

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
<p>4 福祉医療経営指導事業 福祉医療経営指導事業（集団経営指導（セミナー）及び個別経営診断）については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。</p>	<p>4 福祉医療経営指導事業 福祉医療経営指導事業（集団経営指導（セミナー）及び個別経営診断）については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p>	<p>4 福祉医療経営指導事業 福祉医療経営指導事業（集団経営指導（セミナー）及び個別経営診断）については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p>	
<p>(1) 集団経営指導（セミナー）については、施設の健全経営のために必要な情報を広く施設経営者等に提供すること。</p>	<p>(1) セミナー実施日の平均10週間前までに開催内容の告知を行う等、受講希望者の受講機会確保とPRに努め、中期目標期間における延べ受講者数を12,600人以上とする。</p> <p>(2) 開設施設の経営改善手法について良質で実践的な事例を提供するなどカリキュラムを工夫し、中期目標期間中の受講者に対するアンケート調査における満足度指標を平均65ポイント以上とする。</p>	<p>(1) セミナー実施日の平均10週間前までに開催内容の告知を行う等、受講希望者の受講機会確保とPRに努め、平成21年度における延べ受講者数を2,520人以上とする。</p> <p>(2) 開設施設の経営改善手法について良質で実践的な事例を提供するなどカリキュラムを工夫し、平成21年度の受講者に対するアンケート調査における満足度指標を平均65ポイント以上とする。</p>	
<p>(2) 施設経営者等が施設の経営状況を的確に把握し、健全な施設経営を行うことができるように、診断メニューの多様化を図り、個別経営診断の普及に努めること。特に、実地調査を伴う個別経営診断の強化を図り、経営が悪化あるいは悪化が懸念される施設に対する経営支援に努めること。</p>	<p>(3) 顧客ニーズに対応して、経営指標の策定・診断手法の確立等の年次計画に基づき、法人全体を対象とした経営診断の創設、経営診断対象施設の追加等を段階的に実施する。</p>	<p>(3) 年次計画に基づき、平成20年度から簡易経営診断を開始した老人デイサービスセンターについて、今後経営分析診断等に展開していくため、昨年度の診断先に対してのフォローアップ調査を行い、分析診断における経営診断の着眼点の検討や経営指標の妥当性の検証などを行う。</p>	
	<p>(4) 個別経営診断については、中期目標期間中に延べ1,400件以上の診断を実施する。また、経営が悪化あるいは悪化が懸念される施設に対し問題点の解決に重点を置いた診断・支援を図る経営改善支援事業に重点化し、漸次、</p>	<p>(4) 個別経営診断については、平成21年度に延べ280件以上の診断を実施する。 経営改善支援の手法を開発するため、実地調査を伴う経営診断の実施を通じて、具体的な経営管理の実情を把</p>	

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
	当該経営診断件数の増加に努める。	握する。	
(3) 社会福祉や医療の制度変更、経営環境の変化等による経営者のニーズを的確に把握し、施設経営を支援するための情報の収集・分析・提供の充実強化に努めること。	(5) 利用者の利便の向上を図るため、経営分析診断については、申込書の受理から報告書の提示までの平均処理期間を50日以内とする。	(5) 利用者の利便の向上を図るため、経営分析診断については、申込書の受理から報告書の提示までの平均処理期間を50日以内とする。	
	(6) 施設経営者等が経営状況を客観的に把握できるように、年次計画に基づき、経営指標の対象施設の拡大を段階的に図る。	(6) 年次計画に基づき、平成20年度から情報収集等を開始した以下の対象に関し、収集したデータの分析と実地調査などを行い、経営指標の検証・見直しを進める。 ○ 保育所 ○ 認知症高齢者グループホーム また、以下の対象について経営指標の策定を目指した情報の収集を進める。 ○ 障害者自立支援法に係る事業	
	(7) 安定的かつ効率的な法人運営に寄与するため、財務面や収支面等の経営指標の組み合わせによる、法人全体の格付についての研究及び導入を図る。	(7) 平成20年度に調査・研究を行った法人全体の定量的な指標候補について、決算データ等によって、指標の妥当性を検討する。併せて、定性的な情報の視点について検討する。	
	(8) 施設の経営実態及び経営改善事例や経営統合・分離手法等について年次計画に基づき調査研究を行い、施設経営を支援するための情報を施設経営者等に的確に提供する。	(8) 平成20年度に実施したものを含む機構の調査・研究の成果について、セミナー等において広く情報提供を開始する。	
(4) 集団経営指導及び個別経営診断の各業務において、運営費交付金の縮減の観点から自己収入の拡大に努めること。	(9) 集団経営指導及び個別経営診断の各業務において、運営費交付金の縮減の観点から適切なサービス・料金体系の設定と受講者等の増加を図ることにより、中期目標期間中において実費相当額を上回る自己収入を確保する。	(9) 集団経営指導及び個別経営診断の各業務において、運営費交付金の縮減の観点から適切なサービス・料金体系の設定と受講者等の増加を図ることにより、実費相当経費を上回る自己収入を確保する。	

		自己評定	評価項目 8	評 定																																										
評価の視点等（現行）		評価の視点等（案）																																												
<p>【数値目標】</p> <p>① 集団経営指導については、次の数値目標を達成する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>20年度計画</th> <th>中期計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開催告知</td> <td>平均10週間前</td> <td>平均10週間前</td> </tr> <tr> <td>延べ受講者数</td> <td>2,520人以上</td> <td>12,600人以上</td> </tr> <tr> <td>満足度指数</td> <td>平均65ポイント以上</td> <td>平均65ポイント以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 個別経営指導については、次の数値目標を達成する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>20年度計画</th> <th>中期計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延べ診断件数</td> <td>280件以上</td> <td>1,400件以上</td> </tr> <tr> <td>平均処理期間</td> <td>50日以内</td> <td>50日以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 集団経営指導及び個別経営診断の各業務において、中期目標期間中、実費相当額を上回る自己収入を確保する。</p>		項目	20年度計画	中期計画	開催告知	平均10週間前	平均10週間前	延べ受講者数	2,520人以上	12,600人以上	満足度指数	平均65ポイント以上	平均65ポイント以上	項目	20年度計画	中期計画	延べ診断件数	280件以上	1,400件以上	平均処理期間	50日以内	50日以内	<p>【数値目標】</p> <p>① 集団経営指導については、次の数値目標を達成する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>20年度計画</th> <th>中期計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開催告知</td> <td>平均10週間前</td> <td>平均10週間前</td> </tr> <tr> <td>延べ受講者数</td> <td>2,520人以上</td> <td>12,600人以上</td> </tr> <tr> <td>満足度指数※</td> <td>平均65ポイント以上</td> <td>平均65ポイント以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ セミナー受講者に対して、意見・感想等を聴取するアンケート調査を実施した結果の集計により算出。</p> <p>② 個別経営指導については、次の数値目標を達成する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>20年度計画</th> <th>中期計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延べ診断件数</td> <td>280件以上</td> <td>1,400件以上</td> </tr> <tr> <td>平均処理期間</td> <td>50日以内</td> <td>50日以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 集団経営指導及び個別経営診断の各業務において、中期目標期間中、実費相当額を上回る自己収入を確保する。</p> <p>④ 個別経営診断を利用した施設経営者に対してアンケート調査を実施し、70%以上の施設経営者から、診断結果が施設経営の改善等の計画を策定する上で役立ったとの回答を確保する。</p>		項目	20年度計画	中期計画	開催告知	平均10週間前	平均10週間前	延べ受講者数	2,520人以上	12,600人以上	満足度指数※	平均65ポイント以上	平均65ポイント以上	項目	20年度計画	中期計画	延べ診断件数	280件以上	1,400件以上	平均処理期間	50日以内	50日以内	<p>※ 満足度指数の内容を分かりやすくするため追加!</p> <p>今回新たに視点を追加</p> <p>既に同趣旨の視点を設定済み</p> <p>アウトカム指標を追加</p>
項目	20年度計画	中期計画																																												
開催告知	平均10週間前	平均10週間前																																												
延べ受講者数	2,520人以上	12,600人以上																																												
満足度指数	平均65ポイント以上	平均65ポイント以上																																												
項目	20年度計画	中期計画																																												
延べ診断件数	280件以上	1,400件以上																																												
平均処理期間	50日以内	50日以内																																												
項目	20年度計画	中期計画																																												
開催告知	平均10週間前	平均10週間前																																												
延べ受講者数	2,520人以上	12,600人以上																																												
満足度指数※	平均65ポイント以上	平均65ポイント以上																																												
項目	20年度計画	中期計画																																												
延べ診断件数	280件以上	1,400件以上																																												
平均処理期間	50日以内	50日以内																																												
<p>【評価の視点】</p> <p>○ セミナーの開催告知について、中期計画に定められた期間内に行うなど、受講希望者の機会確保とPRに努めたか。</p> <p>○ セミナーの受講者数について、中期計画を達成しているか。</p> <p>○ カリキュラムの工夫により、受講者へのアンケート調査における満足度指標が中期計画を達成しているか。</p> <p>○ 法人全体を対象とした経営診断の創設、経営診断対象施設の追加等の診断メニューの多様化を段階的に実施し、個別経営診断の普及に努めているか。</p> <p>○ 個別経営診断について、延べ診断件数が中期計画を達成しているか。</p>		<p>【評価の視点】</p> <p>○ セミナーの開催告知について、中期計画に定められた期間内に行うなど、受講希望者の機会確保とPRに努めたか。</p> <p>○ セミナーの受講者数について、中期計画を達成しているか。</p> <p>○ カリキュラムの工夫により、受講者へのアンケート調査における満足度指標が中期計画を達成しているか。</p> <p>○ 法人全体を対象とした経営診断の創設、経営診断対象施設の追加等の診断メニューの多様化を段階的に実施し、個別経営診断の普及に努めているか。</p> <p>○ 個別経営診断について、延べ診断件数が中期計画を達成しているか。</p>																																												

- 経営改善支援事業に重点化を図り、問題点の解決に重点を置いた診断・支援を適切に実施し、健全な施設経営の支援に努めているか。
- 申込書受理日から報告書提示までの所要期間が中期計画を達成しているか。
- 経営指標の対象施設の拡大を段階的に図っているか。
- 財務面や収支面等の経営指標の組み合わせによる、法人全体の格付についての研究及び導入を図っているか。
- 施設経営を支援するための情報を施設経営者等に的確に提供しているか。
- 集団経営指導及び個別経営診断の各業務において、適切なサービス・料金体系の設定と受講者等の増加を図り、中期目標期間中に実費相当額を上回る自己収入を確保しているか。

○ 個別経営診断を利用した施設経営者に対してアンケート調査を実施し、70%以上の施設経営者から、診断結果が施設経営の改善等の計画を策定する上で役立ったとの回答が得られているか。

- 経営改善支援事業に重点化を図り、問題点の解決に重点を置いた診断・支援を適切に実施し、健全な施設経営の支援に努めているか。
- 申込書受理日から報告書提示までの所要期間が中期計画を達成しているか。
- 経営指標の対象施設の拡大を段階的に図っているか。
- 財務面や収支面等の経営指標の組み合わせによる、法人全体の格付についての研究及び導入を図っているか。
- 施設経営を支援するための情報を施設経営者等に的確に提供しているか。
- 集団経営指導及び個別経営診断の各業務において、適切なサービス・料金体系の設定と受講者等の増加を図り、中期目標期間中に実費相当額を上回る自己収入を確保しているか。

○ 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。

今回新たに視点を追加

既に同趣旨の視点を設定済み

アウトカム指標を追加

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
<p>5 長寿・子育て・障害者基金事業（透明で公正な助成の実施） 長寿・子育て・障害者基金事業については、国から出資を受けた長寿・子育て・障害者基金の運用益（独立行政法人福祉医療機構法の一部を改正する法律（平成16年法律第139号）による改正後の独立行政法人福祉医療機構法（平成14年法律第166号）附則第11条第1項に基づく場合にあっては、基金の一部を取り崩すことにより得られた利益とする。）を用いて、独創的・先駆的な活動など民間の創意工夫を活かしたボランティア団体等における自発的な福祉活動に対し、次に掲げる方針の下で、効果的に資金助成を行うことにより、多様な福祉ニーズに対応できる社会環境の醸成に努めること。</p>	<p>5 長寿・子育て・障害者基金事業（透明で公正な助成の実施） 長寿・子育て・障害者基金事業については、国から出資を受けた長寿・子育て・障害者基金の運用益（独立行政法人福祉医療機構法の一部を改正する法律（平成16年法律第139号）による改正後の独立行政法人福祉医療機構法（平成14年法律第166号）附則第11条第1項に基づく場合にあっては、基金の一部を取り崩すことにより得られた利益とする。）を用いて、独創的・先駆的な活動など民間の創意工夫を活かしたボランティア団体等における自発的な福祉活動に対し、次に掲げる方針の下で、効果的に資金助成を行うことにより、多様な福祉ニーズに対応できる社会環境の醸成に努める。</p>	<p>5 長寿・子育て・障害者基金事業（透明で公正な助成の実施） 長寿・子育て・障害者基金事業については、公平性・透明性を確保し、幅広く国民のニーズに応える観点から、外部有識者からなる基金事業審査・評価委員会（以下「審査・評価委員会」という。）において、審査方法や採択基準の見直し、機構の主体性のさらなる発揮など、今後の基金事業の方向性、課題について、具体的な改善策を議論してきたことを踏まえ、平成21年度から、助成区分や助成テーマ、NPO等のニーズに対する柔軟な助成の対応、NPO等を育成する観点での対象経費など、地域の民間福祉活動を支援していくため、基金事業のあり方を抜本的に見直す。また、特に今日的なニーズや課題に対応した事業に対し積極的な支援に取り組んでいくこととする。</p>	
<p>(1) 長寿・子育て・障害者基金の助成事業（以下「基金助成事業」という。）の募集に当たっては、毎年度、助成方針を定め公表すること。その際、制度改革等により変化する政策課題や多様化する国民ニーズに即して、毎年度、各基金ごとに、同事業の目的にふさわしい重点助成分野を国と協議のうえ設定し、助成方針に明記すること。</p> <p>また、幅広く助成配分する観点から、重点助成分野の見直しを行う等、事業内容の特性に配慮しつつ、助成事業の固定化回避に努めること。</p>	<p>(1) 長寿・子育て・障害者基金の助成事業（以下「基金助成事業」という。）の募集に当たっては、毎年度、外部有識者からなる基金事業審査・評価委員会（以下「審査・評価委員会」という。）において、前年度に実施した事後評価結果等を踏まえ、助成方針を定め、募集要領等に明記する。</p> <p>その際、毎年度、各基金ごとに設定した重点助成分野についても、併せて募集要領等に明記する。</p> <p>また、基金で幅広く助成配分する観点から、必要性や効果を十分考慮し、事業内容の特性に配慮しつつ、助成事業の固定化回避に努める。</p>	<p>(1) 長寿・子育て・障害者基金の助成事業（以下「基金助成事業」という。）の募集に当たっては、助成区分や助成テーマ、NPO等のニーズに対する柔軟な助成の対応、NPO等を育成する観点での対象経費など、地域の民間福祉活動を支援していくため、基金事業のあり方を抜本的に見直し、平成22事業年度の募集要領等に明記する。</p> <p>① 重点助成分野については、NPO等が実施する地域での今日的なニーズや課題に対応した事業に対し、機構が積極的に支援するテーマを設定し、重点助成分野に位置づけるとともに、募集要領等に明記する。</p> <p>② 幅広く助成配分する観点から、必要性や効果を十分考慮し、事業内容の特性に配慮しつつ、助成事業の固定化回避について、引き続き取り組む。</p>	
<p>(2) 基金助成事業の選定については、毎年度、選定方針を定め、外部有識者か</p>	<p>(2) 基金助成事業の選定に当たっては、毎年度、審査・評価委員会において、</p>	<p>(2) 平成22事業年度の基金助成事業の選定に当たっては、審査・評価委員会</p>	

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
<p>らなる委員会において公正に選定を行うなど、客観性及び透明性の確保を図ること。</p>	<p>選定方針を策定するとともに、当該選定方針に基づいて審査し、採択を行う。</p> <p>この際、以下の方針を助成方針に明記し、当方針に基づき審査・採択を行う。</p> <p>なお、地域の実情に即したきめ細かな事業の推薦に均一性を確保するため、毎年、事務説明会を開くほか、必要に応じて事務指導を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における独創的・先駆的事业及び地域の実情に即したきめ細かな事業については、事業継続の能力及び意向を重視した審査、選定を行い、事後評価において、中期目標期間内に、特別な場合を除き、平均して85%以上の事業が助成終了後も継続されること。 ・ 全国的な効果を期待して実施する事業については、より一層厳格な審査を行うとともに、地域における独創的・先駆的事业及び地域の実情に即したきめ細かな事業について、優先的な採択を行うことにより、特別な場合を除き、全助成件数の80%以上が独創的・先駆的事业等であること。 	<p>において、平成20事業年度分の事業評価の成果等を踏まえ、選定方針を策定するとともに、当該選定方針に基づいて審査し、採択を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 都道府県社会福祉協議会等から推薦を要する事業については、その推薦の均一性を確保するため、都道府県社会福祉協議会等を対象とした事務説明会を開くほか、必要に応じて事務指導を行うものとする。 ② 地域における独創的・先駆的事业及び地域の実情に即したきめ細かな事業については、事業継続能力及び意向を重視した審査、選定を行い事後評価において、中期目標期間内に、特別な場合を除き、平均して85%以上の事業が助成事業終了後も継続されるよう事業を選定するものとする。 ③ 地域における独創的・先駆的事业及び地域の実情に即したきめ細かな事業について、優先的な採択を行うことにより、特別な場合を除き、全助成件数の80%以上が独創的・先駆的事业等であるものとする。 	
<p>(3) 助成事業交付申請等に当たっての事務負担の軽減を図るため、各種提出書類の電子化などを行うこと。</p>	<p>(3) 助成先団体等の事務負担の軽減を図るため、各種提出書類の電子化などを行う。</p>	<p>(3) 助成先団体等の事務負担の軽減を図るため、各種提出書類の様式の見直しを行うとともに、平成20年度に構築した電子申請システム（助成金交付要望書、助成金交付申請書、概算払請求書、事業完了報告書等）において、評価事業にかかる機能（フォローアップ調査等）の運用を開始する。</p>	
	<p>(4) 助成交付申請の受理から交付決定までの平均処理期間を30日以内とする。</p>	<p>(4) 平成20事業年度分の助成金交付申請書の受理から交付決定までの平均処理期間を30日以内とする。</p>	

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
<p>(4) 基金の運用については、安全かつ確実な方法による運用を基本としながらも可能な限り運用効率を高めるよう努めること。</p>	<p>(5) 安全で安定的な運用収益を確実に上げるための運用方法を検討し、計画的に導入する。</p>	<p>(5) 平成20年度において見直した運用計画に従い、計画的に実行する。</p>	
	<p>(6) 経済情勢や市場状況に関する情報を不断に把握し、安全確実で、かつ、効率的な運用を行い、長期金利の指標である国債の平均金利を上回る運用収益を上げる。</p>	<p>(6) 経済情勢や市場状況に関する情報を不断に把握し、安全確実で、かつ、効率的な運用を行い、長期金利の指標である国債の平均金利を上回る運用収益を上げる。</p>	

	自己評定	評価項目 9	評 定	
評価の視点等（現行）	評価の視点等（案）			
<p>〔数値目標〕</p> <p>① 地域における独創的・先駆的事業及び地域の実情に即したきめ細かな事業については、事後評価において、中期目標期間内に、特別な場合を除き、平均して85%以上の事業が助成終了後も継続されること。</p> <p>② 地域における独創的・先駆的事業及び地域の実情に即したきめ細かな事業について、優先的な採択を行うことにより、特別な場合を除き、全助成件数の80%以上が独創的・先駆的事業等であること。</p> <p>③ 助成交付申請の受理から交付決定までの平均処理期間を30日以内とする。</p> <p>④ 長期金利の指標である国債の平均金利を上回る運用収益を上げる。</p>	<p>〔数値目標〕</p> <p>① 地域における独創的・先駆的事業及び地域の実情に即したきめ細かな事業については、事後評価において、中期目標期間内に、特別な場合を除き、平均して85%以上の事業が助成終了後も継続されること。</p> <p>② 地域における独創的・先駆的事業及び地域の実情に即したきめ細かな事業について、優先的な採択を行うことにより、特別な場合を除き、全助成件数の80%以上が独創的・先駆的事業等であること。</p> <p>③ 助成交付申請の受理から交付決定までの平均処理期間を30日以内とする。</p> <p>④ 長期金利の指標である国債の平均金利を上回る運用収益を上げる。</p>			
<p>〔評価の視点〕</p> <p>○ 毎年度、外部有識者からなる審査・評価委員会において、前年度に実施した事後評価結果等を踏まえ、助成方針を定め、募集要領等に明記しているか。</p> <p>○ 毎年度、政策課題や多様化する国民ニーズに即した重点助成分野が設定されているか。</p> <p>○ 基金で幅広く助成配分する観点から、重点助成分野の見直しを行う等、助成事業の固定化回避に努めているか。</p> <p>○ 毎年度、審査・評価委員会において、選定方針を策定するとともに、当該選定方針に基づいて審査し、採択を行っているか。</p> <p>○ 地域の実情に即したきめ細かな事業の推薦に均一性を確保するため、毎年、事務説明会を開くほか、必要に応じて事務指導を行っているか。</p> <p>○ 地域における独創的・先駆的事業及び地域の実情に即したきめ細かな事業については、助成終了後も事業を継続している助成団体割合が、特別な場合を除き中期計画の数値を達成しているか。（助成事業実施の翌々年度に測定）</p> <p>○ 総助成件数に占める特定非営利活動法人等が実施する独創的・先</p>	<p>〔評価の視点〕</p> <p>○ 毎年度、外部有識者からなる審査・評価委員会において、前年度に実施した事後評価結果等を踏まえ、助成方針を定め、募集要領等に明記しているか。</p> <p>○ 毎年度、政策課題や多様化する国民ニーズに即した重点助成分野が設定されているか。</p> <p>○ 基金で幅広く助成配分する観点から、重点助成分野の見直しを行う等、助成事業の固定化回避に努めているか。</p> <p>○ 毎年度、審査・評価委員会において、選定方針を策定するとともに、当該選定方針に基づいて審査し、採択を行っているか。</p> <p>○ 地域の実情に即したきめ細かな事業の推薦に均一性を確保するため、毎年、事務説明会を開くほか、必要に応じて事務指導を行っているか。</p> <p>○ 地域における独創的・先駆的事業及び地域の実情に即したきめ細かな事業については、助成終了後も事業を継続している助成団体割合が、特別な場合を除き中期計画の数値を達成しているか。（助成事業実施の翌々年度に測定）</p> <p>○ 総助成件数に占める特定非営利活動法人等が実施する独創的・先</p>			

<p>駆的事业及び地域の実情に即したきめ細かな事业への助成件数の割合が、特別な場合を除き中期計画の数値を達成しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 助成先団体等の事務負担の軽減を図るため、各種提出書類の電子化などを行っているか。 ○ 助成金交付申請書受理日から交付決定日までの平均処理期間について、中期計画を達成しているか。 ○ 安全で安定的な運用収益を確実に上げるための運用方法を検討し、計画的に導入しているか。 ○ 長期金利の指標である国債の平均金利を上回る運用収益を上げているか。 	<p>駆的事业及び地域の実情に即したきめ細かな事业への助成件数の割合が、特別な場合を除き中期計画の数値を達成しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 助成先団体等の事務負担の軽減を図るため、各種提出書類の電子化などを行っているか。 ○ 助成金交付申請書受理日から交付決定日までの平均処理期間について、中期計画を達成しているか。 ○ 安全で安定的な運用収益を確実に上げるための運用方法を検討し、計画的に導入しているか。 ○ 長期金利の指標である国債の平均金利を上回る運用収益を上げているか。 ○ 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">今回新たに視点を追加</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">既に同趣旨の視点を設定済み</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;">アウトカム指標を追加</div>
---	--	--

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
<p>6 長寿・子育て・障害者基金事業（事後評価と助成事業の成果の普及） (1) 助成した事業の事後評価制度については、毎年度、評価すべき重点事項を定めた評価方針を定め、効率的かつ効果的な運営を行い、事後評価の結果を助成制度の改善に適正に反映すること。</p>	<p>6 長寿・子育て・障害者基金事業（事後評価と助成事業の成果の普及） (1) 事後評価制度の効率的かつ効果的な運用を図るため、毎年度、評価すべき重点事項を定めた事後評価方針を定め、当方針に基づき事後評価を実施する。</p>	<p>6 長寿・子育て・障害者基金事業（事後評価と助成事業の成果の普及） 長寿・子育て・障害者基金における事後評価については、平成20年度に外部有識者からなる審査・評価委員会において、より一層の公平性・透明性を確保し、限られた資源の適正配分や有効活用を行うための方策や、NPO等の民間福祉活動への効果的な支援を目指した事業展開のための基礎となる評価の実施について検討を重ねてきた。 これらの検討を踏まえて、平成21年度においては、評価方法などの見直しに加え、機構が主体性を持って地域の民間福祉活動を積極的に支援していくため、評価事業を通じて、得られた成果の普及や団体間のネットワークづくりなどの各種の支援に取り組むとともに、こうした事業展開を行うための専門性の向上に努めることとする。 (1) 事後評価制度の効率的かつ効果的な運用を図るため、平成21事業年度において、評価すべき重点事項を定めた事後評価方針を定め、当方針に基づき、事後評価を実施する。 ① 事後評価のうち、助成団体へのヒアリングを通して行う評価については、平成21事業年度において100事業以上実施するものとする。 ② 助成先団体の助成年度以降の事業展開にも有効的な助言を行うため、ヒアリング評価の実施方法の見直しを行う。</p>	
<p>(2) 活動団体の応募機会の確保に努めるとともに、活動団体が利用し易い基金助成制度とするため、事後評価の結果を踏まえて、制度の継続的な改善を行うこと。</p>	<p>(2) 事後評価の結果は、速やかに公表するとともに、活動団体が利用し易い基金助成制度とするため、募集要領、選定方針等に反映するなど、基金助成制度の継続的な改善に活用する。</p>	<p>(2) 事後評価の結果は、速やかに公表するとともに、活動団体が利用し易い基金助成制度とするため、平成22事業年度の募集要領、選定方針等に反映するなど、基金助成制度の継続的な改善に活用する。</p>	

中 期 目 標	中 期 計 画	2 1 年 度 計 画	2 1 年 度 業 務 実 績
<p>(3) 基金助成事業の助成対象は特定非営利活動法人等組織基盤が脆弱な団体が多いことを踏まえ、事業活動に関する相談の充実に努めること。</p>	<p>(3) 職員の専門性を高めることにより、助成団体の事業実施に対する確かな助言ができるように努める。</p>	<p>(3) 職員の専門性を高めることにより、助成団体の事業実施に対する確かな助言ができるように努める。</p> <p>① 今日的な福祉課題を把握し、機構が主体性を持って民間福祉活動を積極的に支援していくため、現地調査、意見交換、研修等を計画的に実施する。</p> <p>② NPO等の地域の民間福祉活動に対しては、事業計画段階から、助成年度中、事業完了後においても確かな相談、助言が可能な専門スタッフの育成やその体制づくりを図る。</p> <p>③ 専門家や福祉現場とのネットワークづくりによって、福祉現場の活性化や専門スタッフの育成に結びつくような事業展開についての方策をたてる。</p>	
	<p>(4) 助成事業の事後評価後においても、活動団体の継続的な状況の把握に努める。</p>	<p>(4) 助成事業の事後評価後においても、平成21事業年度において、1年経過後に行うフォローアップ調査に加え、さらに数年後にもフォローアップ調査を計画・実施し、活動団体の継続的な状況の把握に努めるとともに、その成果を平成22事業年度の募集要領及び選定方針等に活かす。</p>	
<p>(4) 事後評価等の結果を踏まえ、事業効果の高い事業等の周知とその効果的な普及を推進すること。</p>	<p>(5) 事後評価結果等を踏まえ、事業効果の高い優れた助成事業等を公表し、広く周知を行うほか、他の助成団体等との情報の共有化等を行う。</p>	<p>(5) 事後評価結果等を踏まえ、平成21事業年度において、事業効果の高い優れた助成事業等をホームページや広報誌などで公表し、広く周知を行うほか、他の助成団体等との情報の共有化や意見交換を行うなどにより、民間福祉団体のニーズを把握する。</p> <p>また、様々なメディアを横断的に活用し、地域に密着した支援すべきNPOなどの民間福祉活動を広く普及啓発する。</p>	

中 期 目 標	中 期 計 画	2 1 年 度 計 画	2 1 年 度 業 務 実 績
	<p>(6) 事業効果の高い優れた事業については、効果的な普及を行う。このため、助成事業説明会や報告会並びに相談会を中期目標期間内に15回以上開催する。</p>	<p>(6) 事業効果の高い優れた助成事業の周知及び効果的な普及を行うため、平成21事業年度において、事業報告会(助成事業説明会及び相談会と合わせて実施)を計3回以上開催する。</p>	

	自己評定	評価項目10	評 定
評価の視点等（現行）	評価の視点等（案）		
<p>[数値目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 助成事業説明会や報告会並びに相談会を中期目標期間内に15回以上開催する。 	<p>[数値目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 助成事業説明会や報告会並びに相談会を中期目標期間内に15回以上開催する。 ○ 助成先団体のうち、80%以上の団体から、助成事業を通じて新たに他団体・関係機関等との連携等の効果があったとの回答を確保する。 		<p>今回新たに視点を追加</p> <p>既に同趣旨の視点を設定済み</p> <p>アウトカム指標を追加</p>
<p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 毎年度、評価すべき重点事項を定めた事後評価方針を定め、当方針に基づき事後評価を実施しているか。 ○ 事後評価の結果を速やかに公表するとともに、その結果が、募集要領、選定方針等の基金助成制度の継続的な改善に活用されているか。 ○ 専門性の高い職員を育成し、助成団体の事業実施に対する確かな助言ができているか。 ○ 事後評価後における活動団体の状況についても、継続的に把握しているか。 ○ 事後評価結果等を踏まえ、事業効果の高い優れた助成事業等を公表し、広く周知を行っているか。 ○ 他の助成団体等との情報の共有化等を行っているか。 ○ 事業効果の高い優れた事業について、効果的な普及を行うため、助成事業説明会や報告会並びに相談会について、中期計画に示されたとおり実施しているか。 	<p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 毎年度、評価すべき重点事項を定めた事後評価方針を定め、当方針に基づき事後評価を実施しているか。 ○ 事後評価の結果を速やかに公表するとともに、その結果が、募集要領、選定方針等の基金助成制度の継続的な改善に活用されているか。 ○ 専門性の高い職員を育成し、助成団体の事業実施に対する確かな助言ができているか。 ○ 事後評価後における活動団体の状況についても、継続的に把握しているか。 ○ 事後評価結果等を踏まえ、事業効果の高い優れた助成事業等を公表し、広く周知を行っているか。 ○ 他の助成団体等との情報の共有化等を行っているか。 ○ 事業効果の高い優れた事業について、効果的な普及を行うため、助成事業説明会や報告会並びに相談会について、中期計画に示されたとおり実施しているか。 ○ 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。 !○! 助成先団体のうち、80%以上の団体から、助成事業を通じて新たに他団体・関係機関等との連携等の効果があったとの回答が得られているか。 		

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績										
<p>7 退職手当共済事業 退職手当共済事業は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、以下の点に留意してその適正な実施に努めること。</p>	<p>7 退職手当共済事業 退職手当共済事業は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、以下の点に留意してその適正な実施に努める。</p>	<p>7 退職手当共済事業 退職手当共済事業は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、以下の点に留意してその適正な実施に努める。 なお、当該事業における被共済職員数、退職手当支給者数、退職手当金支給額及び単位掛金額を次のとおり見込む。 (参考)</p> <table border="1" data-bbox="1264 718 1762 1119"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成 21 事業年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被共済職員数 (4/1 現在)</td> <td>666,285 人</td> </tr> <tr> <td>退職手当金 支給者数</td> <td>75,120 人</td> </tr> <tr> <td>退職手当金 支給額</td> <td>89,910,261 千円</td> </tr> <tr> <td>単位掛金額</td> <td>44,700 円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	平成 21 事業年度	被共済職員数 (4/1 現在)	666,285 人	退職手当金 支給者数	75,120 人	退職手当金 支給額	89,910,261 千円	単位掛金額	44,700 円	
区 分	平成 21 事業年度												
被共済職員数 (4/1 現在)	666,285 人												
退職手当金 支給者数	75,120 人												
退職手当金 支給額	89,910,261 千円												
単位掛金額	44,700 円												
<p>(1) 退職手当金の給付事務の効率化により、請求書の受付から給付までの平均処理期間の短縮を図ること。</p>	<p>(1) 退職手当金支給に係る事務処理の効率化を図ることにより、請求書の受付から給付までの平均処理期間を75日以内とする。</p>	<p>(1) 請求書の受付から給付までの平均処理期間について、事務処理の効率化を図りながら、75日以内とする。</p>											
<p>(2) 利用者への説明会や提出書類の簡素化等により、利用者の手続き面での利便性の向上及び負担の軽減に努めること。</p>	<p>(2) 業務委託先が実施する共済契約者の事務担当者に対する実務研修会に機構職員を派遣し、制度内容の周知と適正な手続きに関する指導を行うとともに、必要に応じて共済契約者を直接訪問して個別指導を行う。</p>	<p>(2) 共済契約者の事務担当者を対象に業務委託先が実施する全ての実務研修会に機構職員を派遣し、制度内容の周知、掛金届や請求書等の作成上の留意点等について指導するとともに、必要に応じて共済契約者を直接訪問し、事務取扱について指導を行う。 また、加入促進を図るため、関係団体の協力を得てパンフレット等を配布するとともに、効果的な制度の周知方法を検討するため、新規契約者に対す</p>											

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
	<p>(3) 提出書類の電子届出化及び簡素化等を進めることにより、利用者の手続き面での負担を軽減する。</p>	<p>るアンケート調査を実施する。</p> <p>(3) 利用者の手続き面での負担を軽減するため、次の措置を講じる。</p> <p>① 電子届出システムについて、利用者アンケート調査を実施し、その結果をシステム改善や操作性向上に反映させ、利用促進を図る。</p> <p>② 加入届について、電子届出システムで作成できる機能の運用を開始する。</p> <p>③ 電子化されていない届出書類の電子化について、電子化の効果を踏まえて取扱方針を作成する。</p> <p>④ 届出書類に添付する証明書等の省略ができないか見直しを行う。</p>	
<p>(3) 業務委託先への業務指導を徹底することにより、窓口相談、届出受理の機能強化を図ること。</p>	<p>(4) 業務委託先の窓口相談・届出受理の機能強化を図るため、業務委託先の事務担当者に対する事務打合せ会を実施するほか、必要に応じて業務委託先を個別に訪問して業務指導の徹底を行う。</p>	<p>(4) 業務委託先の事務担当者に対する事務打合せ会を実施し、事務処理の円滑・適正な実施を周知する。</p> <p>また、必要に応じて業務委託先を個別に訪問して業務指導の徹底を行う。</p>	

評価の視点等	自己評価	評価項目11	評 定	
評価の視点等（現行）	評価の視点等（案）			
<p>[数値目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 請求書の受付から給付までの平均処理期間を75日以内とする。 	<p>[数値目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 請求書の受付から給付までの平均処理期間を75日以内とする。 (参考：19年度 61.7日 20年度 44.8日) !② 電子届出システムについて、システム改善や操作性向上を図り、利用者アンケート調査で、70%以上の共済契約者から、退職手当共済制度に係る事務処理が簡素化されたとの回答を確保する。 			
<p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 請求書受付日から退職手当金の振込日までの所要期間について中期計画を達成しているか。 なお、退職手当金の支給原資のうち、国及び地方公共団体の補助金等の予算制約が生じた場合は、当該事情を考慮する。 ○ 共済契約者の事務担当者に対する実務研修会等において、制度内容の周知と適正な手続きに関する指導に努めているか。 ○ 必要に応じて共済契約者を直接訪問して個別指導を行っているか。 ○ 提出書類の電子届出化及び簡素化等を進めることにより、利用者の手続き面での負担を軽減しているか。 ○ 業務委託先の事務担当者に対する事務打合せ会を実施するほか、必要に応じて業務委託先を個別に訪問して業務指導の徹底を行っているか。 	<p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 請求書受付日から退職手当金の振込日までの所要期間について中期計画を達成しているか。 なお、退職手当金の支給原資のうち、国及び地方公共団体の補助金等の予算制約が生じた場合は、当該事情を考慮する。 ○ 共済契約者の事務担当者に対する実務研修会等において、制度内容の周知と適正な手続きに関する指導に努めているか。 ○ 必要に応じて共済契約者を直接訪問して個別指導を行っているか。 ○ 提出書類の電子届出化及び簡素化等を進めることにより、利用者の手続き面での負担を軽減しているか。 !○ 電子届出システムについて、システム改善や操作性向上を図り、利用者アンケート調査で、70%以上の共済契約者から、退職手当共済制度に係る事務処理が簡素化されたとの回答が得られているか。 ○ 業務委託先の事務担当者に対する事務打合せ会を実施するほか、必要に応じて業務委託先を個別に訪問して業務指導の徹底を行っているか。 ○ 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。 		<p>今回新たに視点を追加</p> <p>既に同趣旨の視点を設定済み</p> <p>アウトカム指標を追加</p>	

中 期 目 標	中 期 計 画	2 1 年 度 計 画	2 1 年 度 業 務 実 績
---------	---------	-------------	-----------------

<p>8 心身障害者扶養保険事業 心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度（以下「扶養共済制度」という。）によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。</p> <p>なお、扶養共済制度に関し、国においては、その安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実にを行うため、19年度末の積立不足に対応し、機構が定期的に行う扶養共済制度の長期的な財政状況の検証を踏まえ、毎年度予算編成を経て必要な財政支援措置を各地方公共団体とともに講ずることとし、機構は、上記の国・地方公共団体による財政措置を踏まえ、資金の安全かつ効率的な運用に努めること。</p>	<p>8 心身障害者扶養保険事業 心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度（以下「扶養共済制度」という。）によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。</p>	<p>8 心身障害者扶養保険事業 心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p> <p>なお、当該事業における新規加入者数その他を次のとおり見込む。</p> <p>(参考)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">平成 21 事業年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規加入者数</td> <td style="text-align: center;">1,034 人</td> </tr> <tr> <td>新規年金受給者数</td> <td style="text-align: center;">2,362 人</td> </tr> <tr> <td>保険対象加入者数</td> <td style="text-align: center;">81,856 人</td> </tr> <tr> <td>年金給付保険金支払対象障害者数</td> <td style="text-align: center;">48,147 人</td> </tr> <tr> <td>死亡・障害保険金額</td> <td style="text-align: center;">8,337,900 千円</td> </tr> <tr> <td>年金給付保険金額</td> <td style="text-align: center;">12,063,132 千円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	平成 21 事業年度	新規加入者数	1,034 人	新規年金受給者数	2,362 人	保険対象加入者数	81,856 人	年金給付保険金支払対象障害者数	48,147 人	死亡・障害保険金額	8,337,900 千円	年金給付保険金額	12,063,132 千円	
区 分	平成 21 事業年度																
新規加入者数	1,034 人																
新規年金受給者数	2,362 人																
保険対象加入者数	81,856 人																
年金給付保険金支払対象障害者数	48,147 人																
死亡・障害保険金額	8,337,900 千円																
年金給付保険金額	12,063,132 千円																

<p>(1) 財政状況の検証 扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実にを行うため、毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表すること。</p> <p>なお、国においては少なくとも5年ごとに保険料水準等の見直しを行なうこととしていることから、基礎数値等見直しに必要な情報を提供するとともに、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働省へ報告するとともに、①地方公共団体に対しては、事務担当者会議において報告、②加入者等に対しては、ホームページで公表、③障害者関係団体（親の会等）に対しては、情報提供を行う。</p> <p>また、検証の結果、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる</p>	<p>(1) 財政状況の検証 扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実にを行うため、毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表すること。</p> <p>なお、検証の結果は、厚生労働省に報告するとともに、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨申出をする。</p>	<p>(1) 財政状況の検証 平成20年度の決算を踏まえ、財務状況検討会で財務状況の検証を行い、検証結果を報告書に取りまとめ、厚生労働省へ報告するとともに、①地方公共団体に対しては、事務担当者会議において報告、②加入者等に対しては、ホームページで公表、③障害者関係団体（親の会等）に対しては、情報提供を行う。</p> <p>また、検証の結果、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる</p>	
--	--	---	--

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
<p>働大臣に対しその旨申出をすること。</p>		<p>場合には、厚生労働大臣に対しその旨申出を行う。</p>	
<p>(2) 扶養保険資金の運用</p> <p>① 基本的考え方 扶養保険資金の運用については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的として行うこと。</p> <p>② 運用の目標 厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを確保するため、長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を定め、これに基づき管理を行うこと。 各年度において、各資産ごとに各々のベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間において、各々のベンチマーク収益率を確保すること。</p> <p>ベンチマークについては、市場を反映した構成であること、投資可能な有価証券により構成されていること、その指標の詳細が開示されていること等の条件を満たす適切な市場指標を用いること。</p> <p>③ 運用におけるリスク管理 扶養保険資金については、分散投資による運用を行うとともに、運用</p>	<p>(2) 扶養保険資金の運用</p> <p>① 基本的考え方 扶養保険資金の運用については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、厚生労働大臣の認可を受けた金銭信託契約の内容に基づき、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的として行う。 このため、分散投資を基本として、長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を、心身障害者扶養保険資産運用委員会（資産運用に精通した外部専門家により構成される組織をいう。以下「資産運用委員会」という。）の議を経た上で策定し、扶養保険資金の運用を行う。</p> <p>② 運用の目標 厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを長期的に確保するため、基本ポートフォリオを定め、これを適切に管理する。</p> <p>また、運用受託機関の選定、管理及び評価を適切に実施すること等により、各年度における各資産ごとのベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産ごとのベンチマーク収益率を確保する。 ベンチマークについては、市場を反映した構成であること、投資可能な有価証券により構成されていること、その指標の詳細が開示されていること等の条件を満たす適切な市場指標を用いる。</p> <p>③ 運用におけるリスク管理 リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産に分散投資することを</p>	<p>(2) 扶養保険資金の運用</p> <p>① 基本的考え方 扶養保険資金の運用については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、厚生労働大臣の認可を受けた金銭信託契約の内容に基づき、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的として行う。 このため、心身障害者扶養保険資産運用委員会（資産運用に精通した外部専門家により構成される組織をいう。以下「資産運用委員会」という。）の議を経た上で策定した分散投資を基本として、長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）に基づき、扶養保険資金の運用を行う。</p> <p>② 運用の目標 ア 基本ポートフォリオに基づきリバランスを行い、これを適切に管理する。 イ 運用受託機関の選定、管理及び評価を適切に実施すること等により、各資産ごとのベンチマーク収益率を確保するよう努める。 ウ ベンチマークについては、中期計画の条件を満たす適切な市場指標を用いる。</p> <p>③ 運用におけるリスク管理 リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産に分散投資することを</p>	

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
<p>に伴う各種リスクの管理を行うこと。</p> <p>④ 年金給付のための流動性の確保 扶養保険事業の財政見通し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保すること。</p> <p>⑤ 運用に関する基本方針の策定</p> <p>扶養保険資金の運用について、基本方針を策定すること。</p> <p>⑥ 基本ポートフォリオの策定</p> <p>基本ポートフォリオは、扶養保険事業の数理上の前提と整合的なものとなるように策定することとし、その際、以下の点に留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを確保するような資産構成とすること。 ・ 扶養保険事業の短期資金需要等を踏まえて策定すること。 ・ 扶養保険事業の財政の安定化の観点から、変動リスクを一定範囲に抑える資産構成とすること。その際、株式のリターン・リスクについては、そのリスク特性に配慮しつつ、慎重に推計を行い、ポートフォリオ全体のリスクを最小限に抑制すること。 	<p>リスク管理の基本とし、運用に伴う各種リスクの管理を適切に行う。</p> <p>④ 年金給付のための流動性の確保 年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保するとともに、効率的な現金管理を行う。</p> <p>⑤ 運用に関する基本方針の策定及び定期的見直し 扶養保険資金の運用に関する基本方針を資産運用委員会の議を経た上で策定し、公表するとともに、少なくとも毎年1回検討を加え、必要があると認めるときは速やかに見直しを行う。</p> <p>⑥ 基本ポートフォリオの基本的考え方 資産運用委員会の議を経た上で策定される基本ポートフォリオは、扶養保険事業の数理上の前提と整合的なものとなるように策定することとする。</p> <p>その際、厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを確保するような資産構成とし、扶養保険事業の財政の安定化の観点から変動リスクを一定範囲に抑える。</p> <p>併せて、株式のリターン・リスクについては、そのリスク特性に配慮しつつ、慎重に推計を行い、基本ポートフォリオ全体のリスクを最小限に抑制する。</p> <p>⑦ 基本ポートフォリオの策定 基本ポートフォリオを構成する資産区分については、国内債券、国内株式、外国債券、外国株式及び短期資産とする。</p> <p>扶養保険事業の短期資金需要等に配慮して、基本ポートフォリオを次のとおり定める。また、各資産に固有の収益率の変動の大きさ、基本ポートフォリオにおける組入比率の大きさ、取引コスト等を総合的に勘案し、乖離許容幅を次のとおり設定す</p>	<p>リスク管理の基本とし、運用に伴う各種リスクの管理を行う。</p> <p>④ 年金給付のための流動性の確保 年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保するとともに、効率的な現金管理を行う。</p> <p>⑤ 運用に関する基本方針の定期的見直し 扶養保険資金の運用に関する基本方針の見直しについて資産運用委員会で検討し、必要があると認められるときは、速やかに見直しを行い、公表する。</p>	

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
------	------	--------	----------

<p>⑦ 基本ポートフォリオの見直し 基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについての検証を行い、必要に応じて随時見直すこと。</p> <p>⑧ リスク管理の徹底 基本ポートフォリオ管理を適切に行うとともに、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関のリスク管理を行うこと。</p>	<p>る。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基本 ポートフォリオ</th> <th>乖離 許容幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国内債券</td> <td>71.6%</td> <td>±8%</td> </tr> <tr> <td>国内株式</td> <td>7.8%</td> <td>±5%</td> </tr> <tr> <td>外国債券</td> <td>7.8%</td> <td>±5%</td> </tr> <tr> <td>外国株式</td> <td>7.8%</td> <td>±5%</td> </tr> <tr> <td>短期資産</td> <td>5.0%</td> <td>±4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(目標収益率3.20%、標準偏差5.05%)</p> <p>⑧ 基本ポートフォリオの見直し 基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについて、毎年1回、資産運用委員会で検証を行うとともに、必要に応じて随時見直す。</p> <p>⑨ 基本ポートフォリオの管理及びその他のリスク管理 基本ポートフォリオを適切に管理するため、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも月1回把握するとともに、必要な措置を講じる。 扶養保険資金について、運用受託機関への委託等により運用を行うとともに、運用受託機関及び資産管理機関からの報告等に基づき、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関について、以下の方法</p>	区分	基本 ポートフォリオ	乖離 許容幅	国内債券	71.6%	±8%	国内株式	7.8%	±5%	外国債券	7.8%	±5%	外国株式	7.8%	±5%	短期資産	5.0%	±4%	<p>⑥ 基本ポートフォリオの見直し 基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについて、平成21年度中に1回、資産運用委員会で検証を行うとともに、必要に応じて随時見直す。</p> <p>(参考)平成20年度に策定された基本ポートフォリオ及び設定された乖離許容幅</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基本 ポートフォリオ</th> <th>乖離 許容幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国内債券</td> <td>71.6%</td> <td>±8%</td> </tr> <tr> <td>国内株式</td> <td>7.8%</td> <td>±5%</td> </tr> <tr> <td>外国債券</td> <td>7.8%</td> <td>±5%</td> </tr> <tr> <td>外国株式</td> <td>7.8%</td> <td>±5%</td> </tr> <tr> <td>短期資産</td> <td>5.0%</td> <td>±4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>⑦ 基本ポートフォリオの管理及びその他のリスク管理 基本ポートフォリオを適切に管理するため、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも月1回把握するとともに、必要な措置を講じる。 扶養保険資金について、運用受託機関への委託等により運用を行うとともに、運用受託機関及び資産管理機関からの報告等に基づき、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関について、以下の方法</p>	区分	基本 ポートフォリオ	乖離 許容幅	国内債券	71.6%	±8%	国内株式	7.8%	±5%	外国債券	7.8%	±5%	外国株式	7.8%	±5%	短期資産	5.0%	±4%	
区分	基本 ポートフォリオ	乖離 許容幅																																					
国内債券	71.6%	±8%																																					
国内株式	7.8%	±5%																																					
外国債券	7.8%	±5%																																					
外国株式	7.8%	±5%																																					
短期資産	5.0%	±4%																																					
区分	基本 ポートフォリオ	乖離 許容幅																																					
国内債券	71.6%	±8%																																					
国内株式	7.8%	±5%																																					
外国債券	7.8%	±5%																																					
外国株式	7.8%	±5%																																					
短期資産	5.0%	±4%																																					

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
<p>⑨ 運用手法 長期保有を前提としたインデックス運用等のパッシブ運用を中心とすること。</p> <p>⑩ 企業経営等に与える影響への考慮 企業経営等に与える影響を考慮し、株式運用において個別銘柄の選択は行わないこと。また、長期的な株主等の利益の最大化を目指す観点から、株主議決権の行使などの適切な対応を行うこと。</p>	<p>によりリスク管理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 資産全体 資産全体のリスクを確認し、リスク負担の程度について分析及び評価を行うとともに、必要な措置を講じる。 各資産 市場リスク、流動性リスク、信用リスク等を管理する。また、金融・資本市場のグローバル化、緊密化の進展を踏まえ、ソブリン・リスク（外国政府の債務に投資するリスク）についても注視する。 各運用受託機関 運用受託機関に対し運用ガイドライン及びベンチマークを示し、各社の運用状況及びリスク負担の状況を把握し、適切に管理する。 また、運用受託機関の信用リスクを管理するほか、運用体制の変更等に注意する。 各資産管理機関 資産管理機関に対し資産管理ガイドラインを示し、各機関の資産管理状況を把握し、適切に管理する。 また、資産管理機関の信用リスクを管理するほか、資産管理体制の変更等に注意する。 <p>⑩ 運用手法 各資産ともパッシブ運用を中心とする。</p> <p>⑪ 企業経営等に与える影響への考慮 企業経営等に与える影響を考慮し、株式運用において個別銘柄の選択は行わない。 企業経営に直接影響を与えるとの懸念を生じさせないよう株主議決権の行使は直接行わず、運用を委託した民間運用機関の判断に委ねる。ただし、運用受託機関への委託に際し、コーポレートガバナンスの重要性を認識し、議決権行使の目的が長期的</p>	<p>によりリスク管理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 資産全体 資産全体のリスクを確認し、リスク負担の程度について分析及び評価を行うとともに、問題がある場合には適切な措置を講じる。 各資産 各資産における管理すべき市場リスク、流動性リスク、信用リスク等を把握し適切に管理する。また、ソブリン・リスクについても注視する。 各運用受託機関及び各資産管理機関 運用受託機関及び資産管理機関に対し運用及び資産管理に関するガイドラインを示し、機関の運用状況及びリスク負担の状況を把握し、適切に管理する。 また、運用受託機関及び資産管理機関の信用リスクを管理するほか、運用体制及び資産管理体制の変更等に注意する。 <p>⑧ 運用手法 各資産ともパッシブ運用を中心とする。</p> <p>⑨ 企業経営等に与える影響への考慮 企業経営等に与える影響を考慮し、株式運用において個別銘柄の選択は行わない。 企業経営に直接影響を与えるとの懸念を生じさせないよう株主議決権の行使は直接行わず、運用を委託した民間運用機関の判断に委ねる。ただし、運用受託機関への委託に際し、コーポレートガバナンスの重要性を認識し、議決権行使の目的が長期的</p>	

中 期 目 標	中 期 計 画	2 1 年 度 計 画	2 1 年 度 業 務 実 績
<p>⑪ 扶養保険事業に関する生命保険契約における運用実績等の検証 扶養保険事業の財政状況の検証に資するため、毎年度、市場環境や投資行動の観点から運用実績を確認する等の検証を行うこと。</p>	<p>な株主利益の最大化を目指すものであることを示すとともに、運用受託機関における議決権行使の方針や行使状況等について報告を求める。</p> <p>⑫ 扶養保険事業に関する生命保険契約における運用実績等の検証 扶養保険事業の財政状況の検証に資するため、毎年度、市場環境や投資行動の観点から、外部有識者等からなる心身障害者扶養保険事業財務状況検討会において運用実績を確認する等の検証を行う。</p>	<p>な株主利益の最大化を目指すものであることを示すとともに、運用受託機関における議決権行使の方針や行使状況等について報告を求める。</p> <p>⑩ 扶養保険事業に関する生命保険契約における運用実績等の検証 平成20年度の生命保険会社の決算報告等により各社の運用実績等を把握し、その内容を内部検証するとともに、外部有識者等からなる心身障害者扶養保険事業財務状況検討会において確認等の検証を行う。</p>	
<p>(3) 事務処理の適切な実施 心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るため、扶養共済制度を運営する地方公共団体と相互の事務処理が適切になされるよう連携を図ること。</p>	<p>(3) 事務処理の適切な実施 心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るため、扶養共済制度を運営する地方公共団体と相互の事務処理が適切になされるよう連携を図るため、事務担当者会議を開催する。</p>	<p>(3) 事務処理の適切な実施 事務担当者会議を2か所で開催し、適切に事務処理を行うための留意事項の徹底等きめ細かに対応する。</p>	

	自己評定	評価項目12	評 定	
評価の視点等（現行）	評価の視点等（案）			
<p>〔数値目標〕</p> <p>① 各年度における各資産ごとのベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産ごとのベンチマーク収益率を確保する。</p> <p>② 扶養保険資金の運用に関する基本方針を資産運用委員会の議を経た上で策定し、公表するとともに、少なくとも毎年1回検討を加え、必要があると認めるときは速やかに見直しを行う。</p> <p>③ 基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについて、毎年1回、資産運用委員会で検証を行うとともに、必要に応じて随時見直す。</p> <p>④ 基本ポートフォリオを適切に管理するため、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも月1回把握するとともに、必要な措置を講じる。</p>	<p>〔数値目標〕</p> <p>① 各年度における各資産ごとのベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産ごとのベンチマーク収益率を確保する。</p> <p>② 扶養保険資金の運用に関する基本方針を資産運用委員会の議を経た上で策定し、公表するとともに、少なくとも毎年1回検討を加え、必要があると認めるときは速やかに見直しを行う。</p> <p>③ 基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについて、毎年1回、資産運用委員会で検証を行うとともに、必要に応じて随時見直す。</p> <p>④ 基本ポートフォリオを適切に管理するため、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも月1回把握するとともに、必要な措置を講じる。</p>			
<p>〔評価の視点〕</p> <p>○ 毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表しているか。</p> <p>○ 長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を、心身障害者扶養保険資産運用委員会の議を経た上で策定し、扶養保険資金の運用を行っているか。</p> <p>○ 基本ポートフォリオは、厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを長期的に確保するよう定めているか。</p> <p>○ 基本ポートフォリオを適切に管理しているか。</p> <p>○ 運用受託機関の選定、管理及び評価を適切に実施しているか。</p> <p>○ 各年度において、各資産ごとのベンチマーク収益率を確保するよう努めているか。</p> <p>○ 中期目標期間において、各資産ごとのベンチマーク収益率を確保しているか。</p> <p>○ ベンチマークについては、市場を反映した構成であること等の条件を満たす適切な市場指標を用いているか。</p>	<p>〔評価の視点〕</p> <p>○ 毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表しているか。</p> <p>○ 長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を、心身障害者扶養保険資産運用委員会の議を経た上で策定し、扶養保険資金の運用を行っているか。</p> <p>○ 基本ポートフォリオは、厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを長期的に確保するよう定めているか。</p> <p>○ 基本ポートフォリオを適切に管理しているか。</p> <p>○ 運用受託機関の選定、管理及び評価を適切に実施しているか。</p> <p>○ 各年度において、各資産ごとのベンチマーク収益率を確保するよう努めているか。</p> <p>○ 中期目標期間において、各資産ごとのベンチマーク収益率を確保しているか。</p> <p>○ ベンチマークについては、市場を反映した構成であること等の条件を満たす適切な市場指標を用いているか。</p>			

<ul style="list-style-type: none"> ○ 扶養保険資金の管理及び運用に伴う各種リスクの管理を適切に行っているか。 ○ 年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保するとともに、効率的な現金管理を行っているか。 ○ 扶養保険資金の運用に関する基本方針を資産運用委員会の議を経た上で策定し、公表しているか。 ○ 運用に関する基本方針について、少なくとも毎年1回検討を加え、必要があると認めるときは速やかに見直しを行っているか。 ○ 基本ポートフォリオは、中期目標で示された留意点を踏まえ、扶養保険事業の数理上の前提と整合的なものとなるように適切に策定しているか。 ○ 基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについて、毎年1回、資産運用委員会で検証を行うとともに、必要に応じて随時見直しているか。 ○ 資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月1回把握し、必要な措置を講じているか。 ○ 資産全体のリスクを確認し、リスク負担の程度について分析及び評価を行うとともに、問題がある場合には必要な措置を講じているか。 ○ 各資産ごとに市場リスク、流動性リスク、信用リスク等を管理しているか。 ○ ソブリン・リスク（外国政府の債務に投資するリスク）についても注視しているか。 ○ 運用受託機関に対し運用ガイドライン及びベンチマークを示し、各社の運用状況及びリスク負担の状況を把握し、適切に管理しているか。 ○ 運用受託機関の信用リスクを管理しているか。 ○ 資産管理機関に対し、資産管理ガイドラインを示し、各機関の資産管理状況を把握し、適切に管理しているか。 ○ 資産管理機関の信用リスクを管理するほか、資産管理体制の変更等に注意しているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 扶養保険資金の管理及び運用に伴う各種リスクの管理を適切に行っているか。 ○ 年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保するとともに、効率的な現金管理を行っているか。 ○ 扶養保険資金の運用に関する基本方針を資産運用委員会の議を経た上で策定し、公表しているか。 ○ 運用に関する基本方針について、少なくとも毎年1回検討を加え、必要があると認めるときは速やかに見直しを行っているか。 ○ 基本ポートフォリオは、中期目標で示された留意点を踏まえ、扶養保険事業の数理上の前提と整合的なものとなるように適切に策定しているか。 ○ 基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについて、毎年1回、資産運用委員会で検証を行うとともに、必要に応じて随時見直しているか。 ○ 資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月1回把握し、必要な措置を講じているか。 ○ 資産全体のリスクを確認し、リスク負担の程度について分析及び評価を行うとともに、問題がある場合には必要な措置を講じているか。 ○ 各資産ごとに市場リスク、流動性リスク、信用リスク等を管理しているか。 ○ ソブリン・リスク（外国政府の債務に投資するリスク）についても注視しているか。 ○ 運用受託機関に対し運用ガイドライン及びベンチマークを示し、各社の運用状況及びリスク負担の状況を把握し、適切に管理しているか。 ○ 運用受託機関の信用リスクを管理しているか。 ○ 資産管理機関に対し、資産管理ガイドラインを示し、各機関の資産管理状況を把握し、適切に管理しているか。 ○ 資産管理機関の信用リスクを管理するほか、資産管理体制の変更等に注意しているか。 	
--	--	--

- 各資産ともパッシブ運用を中心としているか。
- 企業経営等に与える影響を考慮し、株式運用において個別銘柄の選択は行っていないか。
- 株主議決権の行使は直接行わず、運用を委託した民間運用機関の判断に委ね、運用受託機関に対し、コーポレートガバナンスの重要性を認識し、議決権行使の目的が長期的な株主利益の最大化を目指すものであることを示すとともに、運用受託機関における議決権行使の方針や行使状況等について報告を求めているか。
- 資金の運用であって、時価又は為替相場の変動等の影響を受ける可能性があるものについて、次の事項が明らかにされているか。(iiについては事前に明らかにされているか。)(政・独委評価の視点)
 - i 資金運用の実績
 - ii 資金運用の基本的方針(具体的な投資行動の意思決定主体、運用に係る主務大臣、法人、運用委託先間の責任分担の考え方等)、資産構成、運用実績を評価するための基準(以下「運用方針等」という。)
- 資金の性格、運用方針等の設定主体及び規定内容を踏まえて、法人の責任について十分に分析しているか。(政・独委評価の視点)
- 扶養保険事業の財政状況の検証に資するため、毎年度、市場環境や投資行動の観点から、外部有識者等からなる心身障害者扶養保険事業財務状況検討会において運用実績を確認する等の検証を行っているか。
- 心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るため、地方公共団体と相互の事務処理が適切になされるよう事務担当者会議を開催しているか。

- 各資産ともパッシブ運用を中心としているか。
- 企業経営等に与える影響を考慮し、株式運用において個別銘柄の選択は行っていないか。
- 株主議決権の行使は直接行わず、運用を委託した民間運用機関の判断に委ね、運用受託機関に対し、コーポレートガバナンスの重要性を認識し、議決権行使の目的が長期的な株主利益の最大化を目指すものであることを示すとともに、運用受託機関における議決権行使の方針や行使状況等について報告を求めているか。
- 資金の運用であって、時価又は為替相場の変動等の影響を受ける可能性があるものについて、次の事項が明らかにされているか。(iiについては事前に明らかにされているか。)(政・独委評価の視点)
 - i 資金運用の実績
 - ii 資金運用の基本的方針(具体的な投資行動の意思決定主体、運用に係る主務大臣、法人、運用委託先間の責任分担の考え方等)、資産構成、運用実績を評価するための基準(以下「運用方針等」という。)
- 資金の性格、運用方針等の設定主体及び規定内容を踏まえて、法人の責任について十分に分析しているか。(政・独委評価の視点)
- 扶養保険事業の財政状況の検証に資するため、毎年度、市場環境や投資行動の観点から、外部有識者等からなる心身障害者扶養保険事業財務状況検討会において運用実績を確認する等の検証を行っているか。
- 心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るため、地方公共団体と相互の事務処理が適切になされるよう事務担当者会議を開催しているか。

- 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。

今回新たに視点を追加

既に同趣旨の視点を設定済み

アウトカム指標を追加

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
<p>9 福祉保健医療情報サービス事業(WAM NET事業) WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、行政機関や福祉保健医療に係る民間団体に対して全国規模での共通の基盤を提供することにより情報交換の推進を支援し、併せて福祉・介護及び保健医療サービスの利用者に対する提供情報の拡充を目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。</p>	<p>9 福祉保健医療情報サービス事業(WAM NET事業) WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、行政機関や福祉保健医療に係る民間団体に対して全国規模での共通の基盤を提供することにより情報交換の推進を支援し、併せて福祉・介護及び保健医療サービスの利用者に対する提供情報の拡充を目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p>	<p>9 福祉保健医療情報サービス事業(WAM NET事業) WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、行政機関や福祉保健医療に係る民間団体に対して全国規模での共通の基盤を提供することにより情報交換の推進を支援し、併せて福祉・介護及び保健医療サービスの利用者に対する提供情報の拡充を目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p>	
<p>(1) 福祉保健医療情報に対する国民のニーズの高度化とこれら情報の提供機関の多様化等に対応して、WAM NETの特長を最大限に活かすことができる事業への重点化を図るとともに、提供する情報の質の向上等に努めること。</p>	<p>(1) WAM NETの特長を最大限に活かすことができる介護関係情報、障害者福祉関係情報、医療関係情報等の提供事業に重点化を図るとともに、提供する情報の質の向上に努める。</p>	<p>(1) WAM NETの特長を最大限に活かすことができる介護関係情報、障害者福祉関係情報、医療関係情報等の提供事業について、介護報酬改定等の制度見直し及び社会情勢変化等へ迅速に対応するために介護事業者情報等の内容の充実を図るなど質の向上に努める。</p>	
<p>(2) 福祉保健医療施策及び機構業務の効率的実施を推進するためにWAM NET基盤を活用すること。</p>	<p>(2) 利用者ニーズに合わせて、コンテンツ及び機能の見直しを行い、中期目標期間中における年間アクセス件数を1,400万件以上、利用機関登録数を7.5万件以上とするとともに、アンケート調査における情報利用者の満足度を90%以上とする。</p>	<p>(2) 利用者ニーズに合わせて、コンテンツ及び機能の見直しを行い、年間アクセス件数の増加に努めるとともに、利用機関登録数を7.2万件以上、アンケート調査における情報利用者の満足度の90%以上を確保する。</p>	
<p>(3) WAM NET事業について、運営費交付金の縮減の観点から広告収入等の自己収入の拡大に努めるほか、業務・</p>	<p>(3) 国の福祉保健医療施策及び機構業務の効率的実施を推進するためにWAM NET基盤を活用する。</p>	<p>(3) 国の福祉保健医療施策を支援するため、WAM NET基盤を活用した看護師等養成所報告管理システム等を適切に運用するとともに、機構業務の効率的実施を推進するため、WAM NET基盤を活用した電子申請の推進を図る。</p>	
	<p>(4) WAM NET事業について、運営費交付金の縮減の観点から広告収入等の自己収入の拡大に努め、中期目標期間</p>	<p>(4) 現在実施しているバナー広告等により自己収入を確保する。 また、専用サイトについては利用料</p>	

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
<p>システム最適化計画に基づき業務委託の見直しを行うことにより事務の効率化を図ること。</p> <p>また、専用サイトについては利用料を徴収するなど、新たな自己収入の増加策について検討し、業務・システム最適化計画の実施に合わせて平成21年度末までに結論を得、更なる自己収入の拡大に努めること。</p>	<p>の最終事業年度において1,500万円以上の自己収入を確保するほか、業務・システム最適化計画に基づき業務委託の見直しを行うことにより事務の効率化を図る。</p> <p>また、専用サイトについては利用料を徴収するなど、新たな自己収入の増加策について検討し、業務・システム最適化計画の実施に合わせて平成21年度末までに結論を得、更なる自己収入の拡大を図る。</p>	<p>を徴収するなど、新たな自己収入の増加策について検討し、業務・システム最適化計画の実施に合わせて平成21年度末までに結論を得、更なる自己収入の拡大を図る。</p>	

	自己評定		評 定																							
評価の視点等（現行）	評価の視点等（案）																									
<p>【数値目標】</p> <p>① 年間アクセス件数及び利用機関登録数及び利用者満足度については、次の数値目標を達成すること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>20年度計画</th> <th>中期計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年間アクセス件数</td> <td>1,400万件以上</td> <td>1,400万件以上</td> </tr> <tr> <td>利用機関登録数</td> <td>6.8万件以上</td> <td>7.5万件以上</td> </tr> <tr> <td>利用者の満足度</td> <td>90%以上</td> <td>90%以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 中期目標期間の最終事業年度において1,500万円以上の自己収入を確保する。</p> <p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉保健医療情報に対する国民のニーズに対応し、介護関係情報、障害者福祉関係情報、医療関係情報等の提供事業に重点化を図るとともに、質の向上に努めているか。 ○ 年間アクセス件数、利用機関登録数及び利用者満足度について、中期計画を達成しているか。 ○ 国の福祉保健医療施策及び機構業務の効率的実施を推進するためにWAM NET基盤を活用しているか。 ○ 自己収入の確保について、広告収入等の自己収入の拡大に努め、中期計画を達成しているか。 ○ 業務・システム最適化計画に基づき業務委託の見直しを行うことにより事務の効率化を図っているか。 ○ 専用サイトについては利用料を徴収するなど、新たな自己収入の増加策について検討し、業務・システム最適化計画の実施に合わせて平成21年度末までに結論を得、更なる自己収入の拡大を図っているか。 	項 目	20年度計画	中期計画	年間アクセス件数	1,400万件以上	1,400万件以上	利用機関登録数	6.8万件以上	7.5万件以上	利用者の満足度	90%以上	90%以上	<p>【数値目標】</p> <p>① 年間アクセス件数及び利用機関登録数及び利用者満足度については、次の数値目標を達成すること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>20年度計画</th> <th>中期計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年間アクセス件数</td> <td>1,400万件以上</td> <td>1,400万件以上</td> </tr> <tr> <td>利用機関登録数</td> <td>6.8万件以上</td> <td>7.5万件以上</td> </tr> <tr> <td>利用者の満足度※</td> <td>90%以上</td> <td>90%以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ WAM NETの情報利用者に対して、意見・感想等を聴取するアンケート調査を実施し「満足」との回答数を集計</p> <p>② 中期目標期間の最終事業年度において1,500万円以上の自己収入を確保する。</p> <p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉保健医療情報に対する国民のニーズに対応し、介護関係情報、障害者福祉関係情報、医療関係情報等の提供事業に重点化を図るとともに、質の向上に努めているか。 ○ 年間アクセス件数、利用機関登録数及び利用者満足度について、中期計画を達成しているか。 ○ 国の福祉保健医療施策及び機構業務の効率的実施を推進するためにWAM NET基盤を活用しているか。 ○ 自己収入の確保について、広告収入等の自己収入の拡大に努め、中期計画を達成しているか。 ○ 業務・システム最適化計画に基づき業務委託の見直しを行うことにより事務の効率化を図っているか。 ○ 専用サイトについては利用料を徴収するなど、新たな自己収入の増加策について検討し、業務・システム最適化計画の実施に合わせて平成21年度末までに結論を得、更なる自己収入の拡大を図っているか。 <p>○ 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。</p>	項 目	20年度計画	中期計画	年間アクセス件数	1,400万件以上	1,400万件以上	利用機関登録数	6.8万件以上	7.5万件以上	利用者の満足度※	90%以上	90%以上	<p>※ 満足度の内容をわかりやすくするため、追記</p> <p>今回新たに視点を追加</p> <p>既に同趣旨の視点を設定済み</p> <p>アウトカム指標を追加</p>
項 目	20年度計画	中期計画																								
年間アクセス件数	1,400万件以上	1,400万件以上																								
利用機関登録数	6.8万件以上	7.5万件以上																								
利用者の満足度	90%以上	90%以上																								
項 目	20年度計画	中期計画																								
年間アクセス件数	1,400万件以上	1,400万件以上																								
利用機関登録数	6.8万件以上	7.5万件以上																								
利用者の満足度※	90%以上	90%以上																								

中 期 目 標	中 期 計 画	2 1 年 度 計 画	2 1 年 度 業 務 実 績
---------	---------	-------------	-----------------

10 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業

年金担保貸付事業については、厚生年金保険制度、船員保険制度及び国民年金制度に基づき支給される年金並びに労災年金担保貸付事業については、労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置として低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援すること及び労災年金受給者の生活を援護することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努めること。

10 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業

年金担保貸付事業については、厚生年金保険制度、船員保険制度及び国民年金制度に基づき支給される年金並びに労災年金担保貸付事業については、労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置として低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援すること及び労災年金受給者の生活を援護することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努める。

10 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業

年金担保貸付事業については、厚生年金保険制度、船員保険制度及び国民年金制度に基づき支給される年金の受給者に対し、労災年金担保貸付事業については、労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置として低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援することや労災年金受給者の生活を援護することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努める。

また、業務運営に当たっては、利用者の利便性に配慮し、年金受給者にとって無理のない返済となるよう配慮した運用に努めるとともに、年金担保貸付事業と労災年金担保貸付事業を併せて実施するというメリットを活かして効率的な業務運営に努める。

なお、当該事業における貸付契約額、資金交付額及び原資を次のとおり見込む。

(参考)

○年金担保貸付事業

区 分		平成 21 事業年度
		千円
貸付契約額		189,600,000
資金交付額		189,600,000
原資	貸付 回収金等 (うち財投機 関債)	189,600,000 (34,000,000)

○労災年金担保貸付事業

区 分		平成 21 事業年度
		千円
貸付契約額		4,800,000
資金交付額		4,800,000
原資	貸付回収 金等	4,800,000

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
<p>(1) 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業においては、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づく運営費交付金の廃止、及び年金担保貸付事業における貸付原資の自己調達化を踏まえ、業務運営コストを分析し、その適正化を図るとともに、貸付金利の水準に適切に反映することにより、安定的で効率的な業務運営に努めること。</p>	<p>(1) 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業においては、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づく運営費交付金の廃止、及び年金担保貸付事業における貸付原資の自己調達化を踏まえ、業務運営コストを分析し、その適正化を図るとともに、貸付金利の水準に適切に反映することにより、安定的で効率的な業務運営に努める。</p>	<p>(1) 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業を安定的かつ効率的に運営するため、業務運営コストを分析し、その適正化を図り、貸付金利に反映させる。</p>	
<p>(2) 業務運営に当たっては、利用者の利便性に配慮するとともに、借入申込時に年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等を行うこと。 また、貸付後の返済方法などの返済条件の緩和の必要性について検討し、適切な措置を講じること。</p>	<p>(2) 業務運営に当たっては、利用者の利便性に配慮するとともに、借入申込時に年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等を行う。 また、貸付後の返済方法などの返済条件の緩和の必要性について検討し、適切な措置を講じる。</p>	<p>(2) 業務運営に当たっては、利用者の利便性に配慮するとともに、借入申込時に年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等を行う。 また、貸付後の返済方法などの返済条件の緩和措置を講じる。</p>	
<p>(3) 年金担保貸付制度及び労災年金担保貸付制度の周知を図るとともに、受託金融機関の窓口等における利用者への適切な対応に努めること。</p>	<p>(3) ホームページ、リーフレット等により、年金担保貸付制度及び労災年金担保貸付制度の周知を図る。</p>	<p>(3) 年金担保貸付制度及び労災年金担保貸付制度の周知を図るとともに、生活に無理のない借入れなどの注意を促すため、ホームページやリーフレット等による広報を行う。</p>	
	<p>(4) 受託金融機関の窓口等における利用者への適切な対応に努めるために、受託金融機関事務打合せ会議の開催場所、回数等を見直し、更なる周知徹底に努める。</p>	<p>(4) 受託金融機関の窓口等における利用者への適切な対応に努めるために、受託金融機関事務打合せ会議の開催場所、回数等を見直し、更なる周知徹底に努める。</p>	
<p>(4) 年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等の実施に伴う事務処理の増加を考慮しつつ、事務処理方法の見直し等により、借入申込みから貸付実行までの期間を平成19年度と比較して短縮するよう取組を行うこと。</p>	<p>(5) 年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等の実施に伴う事務処理の増加を考慮しつつ、事務処理方法の見直し等により、借入申込みから貸付実行までの期間を平成19年度と比較して短縮するよう取組を行う。</p>	<p>(5) 年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査方法等を行うとともに、借入申込みから貸付実行までの事務処理方法の問題点の洗い出しを行う。</p>	

	自己評定	評価項目 14	評 定	
評価の視点等（現行）	評価の視点等（案）			
<p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 運営費交付金の廃止、及び年金担保貸付事業における貸付原資の自己調達化を踏まえ、業務運営コストを分析し、その適正化を図っているか。 ○ 貸付金利に業務運営コストを適切に反映する利率の設定方式となっているか。 ○ 利用者の利便性に配慮するとともに、借入申込時に年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等を行っているか。 ○ 貸付後の返済方法などの返済条件の緩和の必要性について検討し、適切な措置を講じているか。 ○ 利用者に対し、ホームページ、リーフレット等による制度周知を図っているか。 ○ 受託金融機関事務打合せ会議の開催場所、回数等を見直し、更なる周知徹底に努めているか。 ○ 借入申込みから貸付実行までの期間を平成19年度と比較して短縮するよう取組を行っているか。 なお、年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等の実施に伴う事務処理の増加は考慮する。 ■ 貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性についての検証が行われているか。（政・独委評価の視点） ■ 回収計画の実施状況についての評価が行われているか。評価に際し、i) 貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ii) 計画と実績に差がある場合の要因分析を行っているか。（政・独委評価の視点） ■ 回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。（政・独委評価の視点） 	<p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 運営費交付金の廃止、及び年金担保貸付事業における貸付原資の自己調達化を踏まえ、業務運営コストを分析し、その適正化を図っているか。 ○ 貸付金利に業務運営コストを適切に反映する利率の設定方式となっているか。 ! ○ 利用者の利便性に配慮するとともに、借入申込時に年金受給者にとって必要な資金が融資され、無理のない返済となるように配慮した審査等を行っているか。 ○ 貸付後の返済方法などの返済条件の緩和の必要性について検討し、適切な措置を講じているか。 ○ 利用者に対し、ホームページ、リーフレット等による制度周知を図っているか。 ○ 受託金融機関事務打合せ会議の開催場所、回数等を見直し、更なる周知徹底に努めているか。 ○ 借入申込みから貸付実行までの期間を平成19年度と比較して短縮するよう取組を行っているか。 なお、年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等の実施に伴う事務処理の増加は考慮する。 ■ 貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性についての検証が行われているか。（政・独委評価の視点） ■ 回収計画の実施状況についての評価が行われているか。評価に際し、i) 貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ii) 計画と実績に差がある場合の要因分析を行っているか。（政・独委評価の視点） ■ 回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。（政・独委評価の視点） 	<p>○ 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。</p>	<p>※ 下線部分のみ追加</p>	<div data-bbox="2163 888 2727 982" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">今回新たに視点を追加</div> <div data-bbox="2163 1005 2727 1100" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">既に同趣旨の視点を設定済み</div> <div data-bbox="2163 1123 2727 1218" style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;">アウトカム指標を追加</div>

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
<p>11 承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務</p> <p>(1) 承継年金住宅融資等債権管理回収業務</p> <p>承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、回収金が国への納付により年金給付の財源となることを踏まえ、以下の点に留意してその適正な業務実施に努めること。</p> <p>① 年金住宅融資等債権について、貸付先の財務状況等の把握及び分析、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を適時に行うことにより、適切な債権管理に努めること。</p> <p>② 年金住宅融資等債権について、適時的確に回収を行うことにより、延滞債権の発生の抑制に努めること。</p> <p>③ 延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人に対する</p>	<p>11 承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務</p> <p>(1) 承継年金住宅融資等債権管理回収業務</p> <p>承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、回収金が国への納付により年金給付の財源となることを踏まえ、以下の点に留意してその適正な業務実施に努める。</p> <p>① 必要に応じて関係行政機関及び受託金融機関と緊密に連携しつつ、年1回、貸付先の財務状況等の把握及び分析を行うとともに、適時、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を行う。</p> <p>② 年金住宅融資等債権について、年1回、回収の難易度に応じた債権分類の実施又は見直しを行う。</p> <p>③ 転貸債権に係るローン保証会社について、年1回、保証履行能力の把握及び分析を行う。</p> <p>④ 年金住宅融資等債権について、必要に応じて関係行政機関との協議を行いつつ、担保や保証の状況等に応じて適時的確に債権回収を行うことにより、延滞債権の発生の抑制に努める。</p> <p>⑤ 延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人に対する</p>	<p>11 承継年金住宅融資等債権管理回収業務</p> <p>承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、回収金が国への納付により年金給付の財源となることを踏まえ、以下の点に留意してその適正な業務実施に努める。</p> <p>① 転貸法人等貸付先の財務分析を年1回行うとともに、受託金融機関及び監督官庁との連携を図り、適切な債権管理及び着実な債権回収を行う。</p> <p>また、受託金融機関事務打合せ会議の開催場所、回数等を見直し、受託金融機関に対する指導を適切に行う。</p> <p>② 年金住宅融資等債権の貸付先について、債権分類を実施し、貸付先の財務状況等を勘案した自己査定を行う。</p> <p>③ 転貸債権に係るローン保証会社について、保証履行能力の把握及び分析を行う。</p> <p>④ 年金住宅融資等債権について、必要に応じて関係行政機関との協議を行いつつ、担保や保証の状況等に応じて適時的確に債権回収を行うことにより、延滞債権の発生抑制に努める。</p> <p>また、経済情勢の変化に伴うローン返済困難者及び災害の被災者等に関しては、返済条件の変更措置により、被保険者の生活の安定を支援しつつ、将来にわたる円滑な元利金の返済を確保する。なお、災害等の被災者に係る返済条件変更措置については、ホームページにより迅速に周知を図る。</p> <p>⑤ 長期延滞債権については、保証履行請求及び担保物件の処分等により</p>	

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
<p>る保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の債権回収に努めること。</p>	<p>る保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の債権回収に努める。</p> <p>⑥ 転貸法人に対して必要な助言等を行うことにより、転貸法人による適切な債権回収を推進する。</p>	<p>早期の回収に努める。</p> <p>⑥ 転貸法人に対して必要な助言等を行うことにより、転貸法人による適切な債権回収を推進する。また、必要に応じて転貸法人に債権管理回収に係る指導専門員を派遣するとともに、年1回以上指導専門員の打合せを行い、転貸法人の債権管理に関する指導を適切に行う。</p>	
<p>(2) 承継教育資金貸付けあっせん業務「独立行政法人整理合理化計画」を踏まえ、平成20年度から承継教育資金貸付けあっせん業務を休止すること。</p>	<p>(2) 承継教育資金貸付けあっせん業務承継教育資金貸付けあっせん業務については、平成20年度から業務を休止する。</p>		

	自己評定		評価項目15	評 定	
評価の視点等（現行）	評価の視点等（案）				
<p>[数値目標]</p> <p>① 年1回、貸付先の財務状況等の把握及び分析を行うとともに、適時、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を行う。</p> <p>② 年金住宅融資等債権について、年1回、回収の難易度に応じた債権分類の実施又は見直しを行う。</p> <p>③ 転貸債権に係るローン保証会社について、年1回、保証履行能力の把握及び分析を行う。</p>	<p>[数値目標]</p> <p>① 年1回、貸付先の財務状況等の把握及び分析を行うとともに、適時、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を行う。</p> <p>② 年金住宅融資等債権について、年1回、回収の難易度に応じた債権分類の実施又は見直しを行う。</p> <p>③ 転貸債権に係るローン保証会社について、年1回、保証履行能力の把握及び分析を行う。</p>				
<p>[評価の視点]</p> <p>○ 関係行政機関及び受託金融機関と連携しつつ、年1回、貸付先の財務状況等の把握及び分析を行うとともに、適時、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を行っているか。</p> <p>○ 年金住宅融資等債権について、年1回、回収の難易度に応じた債権分類の実施又は見直しを行っているか。</p> <p>○ 転貸債権に係るローン保証会社について、年1回、保証履行能力の把握及び分析を行っているか。</p> <p>○ 年金住宅融資等債権について、担保や保証の状況等に応じて適時的確に債権回収を行い、延滞債権の発生の抑制に努めたか。</p> <p>○ 延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の債権回収に努めているか。</p> <p>○ 転貸法人に対する指導・助言等を実施し、転貸法人による適切な債権回収を推進しているか。</p> <p>■ 貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性についての検証が行われているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>■ 回収計画の実施状況についての評価が行われているか。評価に際し、i) 貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ii) 計画と実績に差がある場合の要因分析を行っているか。（政・独委評価の視点）</p>	<p>[評価の視点]</p> <p>○ 関係行政機関及び受託金融機関と連携しつつ、年1回、貸付先の財務状況等の把握及び分析を行うとともに、適時、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を行っているか。</p> <p>○ 年金住宅融資等債権について、年1回、回収の難易度に応じた債権分類の実施又は見直しを行っているか。</p> <p>○ 転貸債権に係るローン保証会社について、年1回、保証履行能力の把握及び分析を行っているか。</p> <p>○ 年金住宅融資等債権について、担保や保証の状況等に応じて適時的確に債権回収を行い、延滞債権の発生の抑制に努めたか。</p> <p>○ 延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の債権回収に努めているか。</p> <p>○ 転貸法人に対する指導・助言等を実施し、転貸法人による適切な債権回収を推進しているか。</p> <p>■ 貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性についての検証が行われているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>■ 回収計画の実施状況についての評価が行われているか。評価に際し、i) 貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ii) 計画と実績に差がある場合の要因分析を行っているか。（政・独委評価の視点）</p>				

<p>■ 回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。（政・独委評価の視点）</p>	<p>■ 回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>○ 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。</p>	<p>今回新たに視点を追加</p> <p>既に同趣旨の視点を設定済み</p> <p>アウトカム指標を追加</p>
--	---	--

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
<p>第5 財務内容の改善に関する事項 通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する目標は、次のとおりとする。</p>	<p>第4 予算、収支計画及び資金計画 1 予算 別表1のとおり 2 収支計画 別表2のとおり 3 資金計画 別表3のとおり</p>	<p>第4 予算、収支計画及び資金計画 1 予算 別表1のとおり 2 収支計画 別表2のとおり 3 資金計画 別表3のとおり</p>	
<p>1 運営費交付金以外の収入の確保 運営費交付金を充当して行う事業については、それぞれの事業目的を損なわない範囲で、利用者負担その他の自己収入を確保することに努めること。</p>			
<p>2 自己資金調達による貸付原資の確保 福祉医療貸付事業及び年金担保貸付事業において、財投機関債の発行等による資金調達を適切に行うこと。</p>			
	<p>第5 短期借入金の限度額 1 限度額 91,600百万円 2 想定される理由 (1) 運営費交付金の受入れの遅延等による資金不足に対応するため。 (2) 一般勘定において、貸付原資の調達の遅延等による貸付金の資金不足に対応するため。 (3) 年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定において、貸付原資に充当するため。 (4) 共済勘定において、退職者の増加等による給付費の資金不足に対応するため。 (5) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため。</p>	<p>第5 短期借入金の限度額 1 限度額 91,600百万円 2 想定される理由 (1) 運営費交付金の受入れの遅延等による資金不足に対応するため。 (2) 一般勘定において、貸付原資の調達の遅延等による貸付金の資金不足に対応するため。 (3) 年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定において、貸付原資に充当するため。 (4) 共済勘定において、退職者の増加等による給付費の資金不足に対応するため。 (5) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため。</p>	

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
<p>3 資産の有効活用</p> <p>機構の保有する資産の活用方法について、自己収入の増加を図る等の観点から、中期目標期間中に見直しを行うこと。</p>	<p>第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</p> <p>宝塚宿舎（兵庫県宝塚市、戸建3戸）、川西宿舎（兵庫県川西市、戸建1戸）、千里山田宿舎（大阪府吹田市、区分所有建物2戸）及び戸塚宿舎（横浜市戸塚区、集合住宅1棟）を売却する。</p>	<p>第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</p> <p>宝塚宿舎（兵庫県宝塚市、戸建3戸）、川西宿舎（兵庫県川西市、戸建1戸）、千里山田宿舎（大阪府吹田市、区分所有建物2戸）及び戸塚宿舎（横浜市戸塚区、集合住宅1棟）の売却を進める。</p>	
	<p>第7 剰余金の使途</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全勘定に共通する事項 業務改善にかかる支出のための原資 職員の資質向上のための研修等の財源 ・ 長寿・子育て・障害者基金勘定に係る事項 剰余金が生じた年度の翌年度以降の助成の業務の財源 ・ 労災年金担保貸付勘定に係る事項 将来の資金需要の増加に対処するための貸付原資 	<p>第7 剰余金の使途</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全勘定に共通する事項 業務改善にかかる支出のための原資 職員の資質向上のための研修等の財源 ・ 長寿・子育て・障害者基金勘定に係る事項 剰余金が生じた年度の翌年度以降の助成の業務の財源 ・ 労災年金担保貸付勘定に係る事項 将来の資金需要の増加に対処するための貸付原資 	

！
！

	自己評定	評価項目16	評 定	
評価の視点等（現行）	評価の視点等（案）			
<p>[数値目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 運営費交付金を充当して行う事業については、それぞれの事業目的を損なわない範囲で、利用者負担その他の自己収入を確保することに努める。 	<p>[数値目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 運営費交付金を充当して行う事業については、それぞれの事業目的を損なわない範囲で、利用者負担その他の自己収入を確保することに努める。 			
<p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉医療経営指導事業及び福祉保健医療情報サービス事業については、それぞれの事業目的を損なわない範囲で自己収入の確保に努めているか。 ○ 福祉医療貸付事業及び年金担保貸付事業において、財投機関債の発行等による資金調達を適切に行っているか。 ■ 当期総利益（又は当期総損失）の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益（又は当期総損失）の発生要因の分析を行った上で、当該要因が法人の業務運営に問題等があることによるものかを検証し、業務運営に問題等があることが判明した場合には当該問題等を踏まえた評価が行われているか。（政・独委評価の視点） （具体的取組） 1億円以上の当期総利益がある場合において、目的積立金を申請しなかった理由の分析について留意する。 ■ 利益剰余金が計上されている場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から実施されることが必要な業務を遂行するという法人の性格に照らし過大な利益となっていないかについて評価が行われているか。（政・独委評価の視点） ■ 繰越欠損金が計上されている場合、その解消計画の妥当性について評価されているか。当該計画が策定されていない場合、未策定の理由の妥当性について検証が行われているか（既に過年度において繰越欠損金の解消計画が策定されている場合の、同計画の見直しの必要性又は見直し後の計画の妥当性についての評価を含む）。 さらに、当該計画に従い解消が進んでいるかどうかについて評価が行われているか。（政・独委評価の視点） ■ 当該年度に交付された運営費交付金の当該年度における未執行率が高い場合において、運営費交付金が未執行となっている理由が明らかにされているか。（政・独委評価の視点） ■ 運営費交付金債務（運営費交付金の未執行）と業務運営との関係 	<p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉医療経営指導事業及び福祉保健医療情報サービス事業については、それぞれの事業目的を損なわない範囲で自己収入の確保に努めているか。 ○ 福祉医療貸付事業及び年金担保貸付事業において、財投機関債の発行等による資金調達を適切に行っているか。 ■ 当期総利益（又は当期総損失）の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益（又は当期総損失）の発生要因の分析を行った上で、当該要因が法人の業務運営に問題等があることによるものかを検証し、業務運営に問題等があることが判明した場合には当該問題等を踏まえた評価が行われているか。（政・独委評価の視点） （具体的取組） 1億円以上の当期総利益がある場合において、目的積立金を申請しなかった理由の分析について留意する。 ■ 利益剰余金が計上されている場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から実施されることが必要な業務を遂行するという法人の性格に照らし過大な利益となっていないかについて評価が行われているか。（政・独委評価の視点） ■ 繰越欠損金が計上されている場合、その解消計画の妥当性について評価されているか。当該計画が策定されていない場合、未策定の理由の妥当性について検証が行われているか（既に過年度において繰越欠損金の解消計画が策定されている場合の、同計画の見直しの必要性又は見直し後の計画の妥当性についての評価を含む）。 さらに、当該計画に従い解消が進んでいるかどうかについて評価が行われているか。（政・独委評価の視点） ■ 当該年度に交付された運営費交付金の当該年度における未執行率が高い場合において、運営費交付金が未執行となっている理由が明らかにされているか。（政・独委評価の視点） ■ 運営費交付金債務（運営費交付金の未執行）と業務運営との関係 			

<p>についての分析を行った上で、当該業務に係る実績評価が適切に行われているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>○ 宝塚宿舎等の売却については、計画どおり適切に実施しているか。</p> <p>■ 固定資産等の活用状況等についての評価が行われているか。活用状況等が不十分な場合は、その原因の妥当性や有効活用又は処分等の法人の取組についての評価が行われているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>■ 貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性についての検証が行われているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>■ 回収計画の実施状況についての評価が行われているか。評価に際し、i) 貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ii) 計画と実績に差がある場合の要因分析を行っているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>■ 回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>■ 法人の特定の業務を独占的に受託している関連法人について、当該法人と関連法人との関係が具体的に明らかにされているか。 当該関連法人との業務委託の妥当性についての評価が行われているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>■ 関連法人に対する出資、出えん、負担金等（以下「出資等」という。）について、法人の政策目的を踏まえた出資等の必要性の評価が行われているか。（政・独委評価の視点） （注）関連法人：特定関連会社、関連会社及び関連公益法人（「独立行政法人会計基準」（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会）第103連結の範囲、第114関連会社等に対する持分法の適用、第125関連公益法人等の範囲参照）</p>	<p>についての分析を行った上で、当該業務に係る実績評価が適切に行われているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>○ 宝塚宿舎等の売却については、計画どおり適切に実施しているか。</p> <p>■ 固定資産等の活用状況等についての評価が行われているか。活用状況等が不十分な場合は、その原因の妥当性や有効活用又は処分等の法人の取組についての評価が行われているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>■ 貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性についての検証が行われているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>■ 回収計画の実施状況についての評価が行われているか。評価に際し、i) 貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ii) 計画と実績に差がある場合の要因分析を行っているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>■ 回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>■ 法人の特定の業務を独占的に受託している関連法人について、当該法人と関連法人との関係が具体的に明らかにされているか。 当該関連法人との業務委託の妥当性についての評価が行われているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>■ 関連法人等に対する出資、出えん、負担金等（以下「出資等」という。）について、法人の政策目的を踏まえた出資等の必要性の評価が行われているか。（政・独委評価の視点）</p>	<p>今回新たに視点を追加</p> <p>既に同趣旨の視点を設定済み</p> <p>アウトカム指標を追加</p>
--	--	--

！
！

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
<p>第6 その他業務運営に関する重要事項 通則法第29条第2項第5号のその他業務運営に関する重要目標は、次のとおりとする。</p> <p>人事に関する事項</p> <p>(1) 効率的かつ効果的な業務運営を行うため、組織編成及び人員配置を実情に応じて見直すこと。</p> <p>(2) 人事評価制度の運用により職員の努力とその成果を適正に評価するとともに、人材の育成に努め、士気及び専門性の高い組織運営に努めること。</p>	<p>第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 独立行政法人福祉医療機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成15年厚生労働省令第148号）第4条の業務運営に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>1 職員の人事に関する計画</p> <p>(1) 方針</p> <p>① 業務処理方法の改善等を図り組織のスリム化に努めるとともに、各業務の特性や業務量を踏まえ、組織編成及び人員配置を実情に即して見直す。</p> <p>② 人事評価制度の適正な運用を行い、評価結果を人事及び給与等に反映し、士気の高い組織運営に努める。</p> <p>③ 質の高いサービスの提供を行うことができるように、各業務の特性に応じて、専門性の高い職員の育成・確保に努める。</p> <p>④ 担当業務に必要な知識・技術の習得、職員の能力開発等を目的として各種研修を実施する。</p> <p>(2) 人員に係る指標 期末の常勤職員数を期初の常勤職員数の100%以内とする。 (参考1) 期初の常勤職員数 299人 (参考2) 中期目標期間中の人件費総額見込み 11,509百万円 ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び時間外勤務手当に相当する範囲の費用である。</p>	<p>第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 職員の人事に関する計画</p> <p>(1) 方針</p> <p>① 事務・事業の合理化・効率化を図り、業務の実態を踏まえつつ組織のスリム化を図るとともに、業務の量及び質に対応した、より適正な組織編成及び人員配置を行う。</p> <p>② 人事評価結果を活用した人事や更なる給与への反映等の取組を進める。</p> <p>③ 専門性を磨き、民間活動への支援の質を高めるため、若手職員の育成を目的とした福祉医療分野に関する専門研修を実施するとともに、福祉医療経営指導事業等における専門性の高い職員を育成・確保するため、資格取得支援を行う研修体系を構築する。</p> <p>④ 教育・訓練プログラムの運用の改善を図り、各事業部門毎に必要な知識・技術の習得、及び職階毎に求められる個人の能力開発等を目的としたより効果的な研修を実施する。</p> <p>(2) 人員に係る指標 平成21年度末の常勤職員数を期初の100%以内とする。</p>	

中 期 目 標	中 期 計 画	2 1 年 度 計 画	2 1 年 度 業 務 実 績
	<p>2 施設及び設備に関する計画 なし</p> <p>3 積立金の処分に関する事項 前期中期目標の期間の最終事業年度において、独立行政法人通則法第44条の処理を行ってなお積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額について、長寿・子育て・障害者基金の助成事業及び自己収入財源で取得し、当期へ繰り越した固定資産の減価償却に充てることとする。</p>	<p>2 施設及び設備に関する計画 なし</p> <p>3 積立金の処分に関する事項 前期中期目標期間からの繰越積立金は、長寿・子育て・障害者基金の助成事業及び前期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、当期へ繰り越した固定資産の減価償却に充てることとする。</p>	

!

!

	自己評定	評価項目17	評 定
評価の視点等（現行）	評価の視点等（案）		
<p>[数値目標]</p> <p>○ 期末の常勤職員数を期初の常勤職員数の100%以内とする。</p>	<p>[数値目標]</p> <p>○ 期末の常勤職員数を期初の常勤職員数の100%以内とする。</p>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">今回新たに視点を追加</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">既に同趣旨の視点を設定済み</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;">アウトカム指標を追加</div>
<p>[評価の視点]</p> <p>○ 職員の人事に関する計画について、中期計画に掲げる方針に基づき、実施等しているか。</p>	<p>[評価の視点]</p> <p>○ 職員の人事に関する計画について、中期計画に掲げる方針に基づき、実施等しているか。</p>		
<p>○ 期末の常勤職員数が期初の常勤職員数の100%以内となっているか。</p>	<p>○ 職員の努力とその成果が適切に人事上評価されているか。</p>		
	<p>○ 期末の常勤職員数が期初の常勤職員数の100%以内となっているか。</p>		
	<p>○ 国家公務員の再就職者のポストの見直しを図っているか。特に、役員ポストの公募や、平成21年度末までに廃止するよう指導されている嘱託ポストの廃止等は適切に行われたか。</p>		
	<p>○ 独立行政法人職員の再就職者の非人件費ポストの見直しを図っているか。</p>		

！
！
！